

文教委員会議録第十八号

昭和三十一年三月二十日(火曜日)

午前十時三十三分開議

出席委員

委員長 佐藤 勉次郎君
理事 赤城 宗徳君 理事 加藤 精三君
理事 高村 坂彦君 理事 坂田 道太君
理事 米田 吉盛君 理事 辻原 弘市君
理事 山崎 始男君
伊東 岩男君 稲葉 修君
北村 徳太郎君 杉浦 武雄君
田中 久雄君 中垣 國男君
並木 芳雄君 野依 秀市君
町村 金五君 山口 好一君
河野 正君 木下 哲君
小牧 次生君 高津 正道君
野原 豊君 平田 ヒデ君

出席國務大臣

文部大臣 清瀬 一郎君
出席政府委員
文部事務次官 竹尾 式君
文部事務官(初等中等教育局長) 緒方 信一君
委員外の出席者
文部事務官(大臣官房総務課長) 齋藤 正君
専門員 石井 昂君

三月二十日

委員北村徳太郎君及び田中久雄君辞任につき、その補欠として中垣國男君及び大村清一君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員大村清一君及び中垣國男君辞任につき、その補欠として田中久雄君及び北村徳太郎君が議長の指名で委員に選任された。

員に選任された。

本日の會議に付した案件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出第一〇五号)
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出第一〇六号)
教科書法案(内閣提出第二二二号)

○佐藤委員長 これより會議を開きます。
まず教科書法案を議題といたします。その提案理由の説明を清瀬文部大臣より聴取いたします。清瀬文部大臣。

教科書法案

教科書法

目次

第一章 總則(第一条—第三条)

第二章 検定

第一節 検定(第四条—第十三条)

第二節 教科書検定審議会(第十四条—第十八条)

第三章 採択(第十九条—第二十九条)

第四章 発行及び供給

第一節 発行者及び登録教科書供給業者(第三十条—第三十七条)

第二節 発行及び供給(第三十八—第四十条)

第三節 教科書発行審議会(第四十一条—第四十三条)

四十九条—第五十三条)
第五章 雜則(第五十四—第五十七条)

第六章 罰則(第五十八—第六十二条)

附則

第一章 總則

(目的)
第一条 この法律は、教科書について、検定、採択、発行その他必要な事項を定め、その水準の保持と向上を図るとともに、適正な採択と確実な発行を確保し、もつて学校教育の目的の達成に資することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「教科書」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に定める小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校又は養護学校(以下「学校」と総称する。)において、教科の主たる教材として教授の用に供せられる児童用又は生徒用の図書であつて、この法律の定めるところにより文部大臣が行う検定に合格したもの又は文部省が著作の名義を有するものをいう。

3 この法律において「登録教科書供給業者」とは、発行者から教科書の供給を受け、使用者に対する教科書の供給を業とする者に対して教科書を供給することを業とする者で、教科書供給業者名簿に登録を受けたものをいう。

2 この法律において「発行者」とは、教科書を発行することを業とする者で、教科書発行者名簿に登録を受けたものをいう。

1 この法律において「登録教科書供給業者」とは、発行者から教科書の供給を受け、使用者に対する教科書の供給を業とする者に対して教科書を供給することを業とする者で、教科書供給業者名簿に登録を受けたものをいう。

教科書の供給を業とする者に対して教科書を供給することを業とする者で、教科書供給業者名簿に登録を受けたものをいう。

(教科書の種目)
第三条 教科書の種目は、教科ごとに、教授内容及び教授方法の差異に応じ、文部省令で定める。

第二章 検定

第一節 検定

(検定)
第四条 教科書の検定は、発行者又は著作権者の申請により、文部大臣が行う。

(検定の基準)
第五条 教科書の検定の基準は、文部大臣が教科書検定審議会に諮問して定める。

2 検定の基準は、教育基本法(昭和二十二年法律第二十五号)の精神に則り、学校教育法に定める学校教育の目標の達成に資することを旨として定めなければならない。

3 文部大臣は、検定の基準を定めたとときは、これを告示しなければならない。

(検定の申請)
第六条 検定を受けようとする者は、文部省令の定めるところにより、申請書に検定を受けようとする図書の見本及び必要な書類を添えて、文部大臣に提出しなければならない。

2 検定を申請する者は、政令の定めるところにより、検定手数料を納めなければならない。

(検定の拒否)
第七条 文部大臣は、検定の申請に係る図書が次の各号の一に該当するときは、教科書検定審議会に諮問して、検定を行わないこととすることができる。

一 誤記、誤植又は誤つた事実の記載が多いことその他検定の基準に著しく違反することにより、検定に合格する見込がないと認められる図書

二 検定に合格した図書でその検定の有効期間の残りの期間が二年をこえるもの、内容が同一又は著しく類似していると認められる図書

(検定の手続及び決定)
第八条 文部大臣は、前条の場合を除き、検定の申請に係る図書について、教科書検定審議会の議を経て、合格又は不合格の決定をしなければならない。

2 文部大臣は、輕微な修正を行うことにより検定に合格する見込があると認められる図書については、検定の申請をした者にその旨を通知し、その修正をまつて前項の決定をすることができる。

(説明書の交付)
第九条 文部大臣は、検定を行わない旨の決定又は不合格の決定を受けた者の請求があつたときは、その者に決定の理由の要旨を記載

した書面を交付しなければならぬ。

(検定の有効期間)

第十条 合格の検定の有効期間は、次の各号に掲げる区別に従い、検定の日からそれぞれ当該各号に掲げる日までとする。

一 一月一日から四月三十日まで
の間に検定があつたときは、その翌年の四月一日から起算して六年の期間が満了する日

二 五月一日から十二月三十一日までの間に検定があつたときは、その翌年の四月一日から起算して六年の期間が満了する日

(検定の失効)

第十一条 文部大臣は、種目又は検定の基準の変更により、従前の種目又は検定の基準による教科書を使用することが適当でないと認めるときは、教科書検定審議会の議を経て、年度を定めて、その年度以降それらの教科書の合格の検定の効力を失わせることができる。

(検定に合格した図書の修正)

第十二条 発行者は、次の各号に掲げる場合には、その発行する検定に合格して図書について、政令の定めるところにより、修正のため必要な措置をとらなければならない。

一 誤記、誤植及び明白に誤つてゐる事実の記載があることを発見したとき。

二 客観的事実の変更に伴い明白に誤りとなつた事実の記載があることを発見したとき。

(政令への委任)

第十三条 この法律に定めるもののほか、検定の単位、検定の手続その他検定に関し必要な事項は、政令で定める。

第二節 教科書検定審議会

(設置)

第十四条 文部省に、教科書検定審議会(以下「検定審議会」という。)を置く。

(組織)

第十五条 検定審議会は、八十人以上の委員で組織する。

2 委員は、教育、学術又は文化に關し広くかつ高い識見を有する者及び教科内容その他教育に關し専門的知識と経験を有する者で、教科書の発行に直接の利害關係を有しないものの中から、文部大臣が任命する。

(権限)

第十六条 検定審議会は、次の各号に掲げる権限を有する。

一 教科書の検定その他この法律又はこの法律に基く命令の規定によりその権限に属させられた事項について議決すること。

二 文部大臣の諮問に応じ、検定の基準その他検定に關する重要事項について調査審議すること。

2 検定審議会は、前項第一号の職務を行うため必要があると認めるときは、検定を申請した者その他の者から説明又は意見を求めることができる。

(分科会)

第十七条 検定審議会に、政令の定めるところにより、分科会を置く。

2 検定審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもつて検定審議会の議決とすることができ。

(政令への委任)

第十八条 この法律に定めるもののほか、検定審議会の委員、議事その他検定審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

第三章 採択

(教科書公報)

第十九条 文部大臣は、毎年、翌年度使用の教科書として発行の申出があつた教科書について、種目、書名、使用学年その他文部省令で定める事項を記載した教科書公報を作成し、これを都道府県、教育委員会に送付するものとする。

2 都道府県、教育委員会は、前項の規定により送付された教科書公報を、政令の定めるところにより、その都道府県内の市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会及び各小学校に配布しなければならない。

3 教科書の採択は、教科書公報に記載された教科書のうちから行われなければならない。

(採択を行う者)

第二十条 市町村立の小学校及び中学校において使用する教科書の採択は、採択地区ごとに、教科書選定協議会の選定に基いて、都道府県、教育委員会が行う。

2 都道府県立の小学校若しくは中学校又は公立の高等学校、盲学校、聾学校若しくは養護学校において使用する教科書の採択は、校長の申出に基いて、所管の教育委員会

が行う。

3 国立の学校において使用する教科書の採択は、校長が行う。ただし、大学又は大学の学部(附属して設置される学校にあつては、学長又は学部長の承認を受けなければならない)は、校長が行う。

4 私立の学校において使用する教科書の採択は、校長が行う。

(採択地区)

第二十一条 都道府県の教育委員会は、その都道府県の区域を分けて、市若しくは郡の区域又はこれらの区域をあわせた地域を基準として、採択地区を設定しなければならない。ただし、果にあつては、次項の規定を考慮して適当と認められるときは、その区域を一の採択地区とすることができ。

2 採択地区は、教育上考慮すべき自然的、経済的、文化的諸条件に照らし、その地域内の市町村立の小学校及び中学校においては、同一種類の教科書を使用することが適当と認められるものでなければならない。

3 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市町村の教育委員会の意見をきかなければならない。

4 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更したときは、すみやかにこれを告示し、文部大臣にその旨を報告しなければならない。

(教科書選定協議会)

第二十二条 市町村立の小学校及び

中学校において使用すべき教科書の選定を行わせるため、都道府県に、教科書選定協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、採択地区ごとに、毎年、政令で定める期間置くものとする。

3 協議会は、政令で定める範囲内で都道府県の条例で定める人数の委員で組織する。

4 協議会の委員は、都道府県の教育委員会が市町村の教育委員会の意見をきいて任命する。

(協議会の委員の秘密を守る義務)
第二十三条 協議会の委員又は協議会の委員であつた者は、正当な理由がなく、協議会の審議の経過又は委員の意見若しくはその多少の数を漏らしてはならない。

(教科書の選定)

第二十四条 市町村の教育委員会は、毎年、その所管する小学校及び中学校の校長から翌年度に使用することを希望する教科書の申出をさせ、その申出をとりまとめ、これに意見を付して、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の規定により報告された申出及び意見をとりまとめ、これを関係の協議会に提示しなければならない。

3 協議会は、前項の規定により提示された申出及び意見を基礎として、学年ごとに一の種目について一種類の教科書を選定する。ただし、特別の事情がある場合においては、文部省令の定めるところに

より、二種類以上の教科書を選定することができる。

(採択の変更)

第二十五条 採択は、採択した教科書の発行が行われないこととなつた場合その他政令で定める場合に限り、変更することができる。

(採択の通知)

第二十六条 都道府県の教育委員会は、その都道府県内の市町村立の小学校又は中学校において使用する教科書の採択をしたときは、すみやかに、その旨を市町村の教育委員会に通知しなければならない。採択を変更したときも、同様とする。

(教科書研究施設)

第二十七条 都道府県は、学校の校長及び教員並びにその他の採択関係者の教科書及び教科の研究に常時資するため、必要な数の教科書研究施設を設け、これに教科書、教師用の指導書その他教科用の参考図書を備え、これらの者の利用に供しなければならない。

2 発行者は、文部省令の定めるところにより、教科書研究施設に教科書を送付して、その展示を求めることができる。

(採択に関する不正行為の禁止)

第二十八条 発行者又は登録教科書供給業者は、学校の校長及び教員並びにその他の採択関係者又はこれらの者の属する学校又は団体に對する利益の供与、採択関係者又は採択関係者であつた者の組織的な利用その他の行為で、採択の公正を誤らせるおそれがあるものをしてはならない。

(政令への委任)

第二十九条 この法律に定めるもののほか、協議会の委員及び議事その他採択に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 発行及び供給

第一節 発行者及び登録教科書供給業者

(登録)

第三十条 教科書を発行することを業としようとする者及び発行者から教科書の供給を受けて、使用者に對する教科書の供給を業とする者に對して教科書を供給することを業としようとする者は、教科書発行者名簿又は教科書供給業者名簿に登録を受けなければならない。

2 教科書発行者名簿及び教科書供給業者名簿には、発行者又は登録教科書供給業者について、次に掲げる事項を登録するものとする。

- 一 氏名又は名称
- 二 住所及び営業所又は事務所の所在地
- 三 法人であるときは、その役員の氏名及び住所
- 四 個人で支配人があるときは、その者の氏名及び住所
- 五 発行者にあつては、発行する教科書の種目
- 六 登録教科書供給業者にあつては、教科書を供給する地域及び学校の種別
- 七 登録の年月日

3 教科書発行者名簿及び教科書供給業者名簿は、文部省に備える。

(登録の申請)

第三十一条 登録を受けようとする者は、文部省令の定めるところにより、申請書に必要な書類を添えて、文部大臣に提出しなければならない。

2 登録を申請する者は、政令の定めるところにより、登録手数料を納めなければならない。

(登録の拒否)

第三十二条 文部大臣は、登録を申請した者が次の各号の一に該当するときは、その登録を行つてはならない。

- 一 破産者で復権を得ないもの
- 二 第三十五条第一項第五号に該当することにより登録を取り消され、又は第三十七条第二項の規定により登録を取り消された日から三年を経過しない者
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終つた日又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者
- 四 法人で、その役員のうちに第一号から第三号までの一に該当する者があるもの
- 五 個人で、その支配人が第一号から第三号までの一に該当するもの
- 六 営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者で、その法定代理人が第一号から第三号までの一に該当するもの

2 文部大臣は、次の各号の一に掲げる場合には、教科書発行審議会の議を経て、登録を行わないこととすることができる。

- 一 登録を申請した者の事業能力及び信用状態が教科書の発行又は供給の事業の遂行に著しく不適当であると認められるとき
- 二 採択関係者が登録を申請した者の教科書の発行又は供給の事業に對し事実上の支配力を有し、これにより教科書の採択の公正が害されるおそれがあると認められるとき

(変更の登録)

第三十三条 発行者又は登録教科書供給業者は、登録された事項に変更が生じたときは、二十日以内に、変更の登録を申請しなければならない。

(廃業の届出)

第三十四条 発行者又は登録教科書供給業者が次の各号の一に該当するときは、当該各号に掲げる者は、三十日以内に、文部大臣にその旨を届け出なければならない。

- 一 個人が死亡した場合において、その相続人
- 二 個人が破産し、又は法人が破産により解散した場合において、その破産管財人
- 三 法人が合併により消滅した場合において、その役員であつた者
- 四 前二号に掲げる場合を除き、法人が解散した場合において、その清算人
- 五 発行者又は登録教科書供給業者としての事業を廃止した場合においては、その事業を廃止した個人又はその事業を廃止した法人の役員

(登録の取消)

第三十五条 文部大臣は、発行者又は登録教科書供給業者が次の各号の一に該当するときは、登録を取り消さなければならない。

一 第三十二条第一項各号の一に該当するに至つたとき

二 登録を受けてから二年以内に発行者又は登録教科書供給業者としての事業を開始しないとき

三 発行者又は登録教科書供給業者としての事業を二年以上休止したとき

四 前条各号の一に該当するに至つたとき

五 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたことが判明したとき

2 文部大臣は、発行者又は登録教科書供給業者が第三十二条第二項各号の一に該当するに至つたときは、教科書発行審議会の議を経て、登録を取り消すことができる。

(更正及び立入検査)

第三十六条 文部大臣は、この法律の実施のため必要があると認めるときは、発行者又は登録教科書供給業者に對し、教科書の発行又は供給の事業に關し、報告をさせることができる。

2 文部大臣は、この法律の実施のため必要があると認めるときは、その職員に、発行者又は登録教科書供給業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、教科書の発行又は供給の事業の状況に關し、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に對し質問をさせることができる。

3 文部大臣は、登録教科書供給業者に対する第一項又は前項の権限を都道府県教育委員会に委任することができる。

4 第二項（前項の規定により権限が委任された場合を含む。）の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

5 第二項（第三項の規定により権限が委任された場合を含む。）の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（法令違反に対する措置）

第三十七条 文部大臣は、発行者又は登録教科書供給業者がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反すると認めるときは、発行者又は登録教科書供給業者に対し、その違反行為をやめるべき旨又は、義務の履行若しくは違反行為の是正のため必要な事項を示して、これを行うべき旨を命ずることができる。

2 文部大臣は、発行者又は登録教科書供給業者がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反した場合において、前項の規定による措置によつては十分な結果が得られないと認めるとき、又は発行者若しくは登録教科書供給業者が同項の規定による措置に従わないときは、教科書発行審議会の議を経て、登録を取り消し、発行保証金の全部若しくは一部を国庫に帰属させ、又は発行の申出があつた教科書の全部若しくは一部を教科書公報に

登録しないこととすることができる。

3 文部大臣は、前項の規定により処分を行うときは、あらかじめ、発行者又は登録教科書供給業者に意見を陳述する機会を与えなければならない。

第二節 発行及び供給

（発行の申出）

第三十八條 発行者は、文部省令の定めるところにより、毎年、翌年度使用の教科書として発行しようとする教科書を文部大臣に申し出なければならない。

（使用教科書の通知及び報告）

第三十九條 市町村教育委員会は、その所管する学校において翌年度に使用すべき教科書について、国立又は私立の学校の校長は、その学校において翌年度に使用すべき教科書について、文部省令の定めるところにより、書名、使用する児童又は生徒の見込数その他の事項を都道府県教育委員会に通知しなければならない。

2 都道府県教育委員会は、その都道府県内の学校において翌年度に使用すべき教科書について、文部省令の定めるところにより、書名、使用する児童又は生徒の採択地区又は学校ごとの見込数その他の事項を文部大臣に報告しなければならない。

（発行の指示）

第四十條 文部大臣は、発行者に対し、前条第二項の規定による報告に基いてとりまとめた事項を示して、教科書の発行を指示しなければならない。

（発行者の発行義務）

第四十一條 前条の規定による指示を受けた発行者は、登録教科書供給業者と教科書の供給に関する契約を締結し、その登録教科書供給業者の需要に応じて、同条の規定による指示に係る教科書を発行する義務を負う。ただし、需要見込数の寡少その他特別の事情により発行を行うことが著しく困難な場合であつて、文部大臣の承認を得たときは、この限りでない。

2 登録教科書供給業者が教科書の供給業務を遂行することができないこととなつた場合その他政令で定める場合には、発行者は、政令の定めるところにより、その発行する教科書を需要者に供給しなければならない。

3 発行者は、その発行する教科書について、常に、需要及び発行の状況を明らかにしておくとともに、相当数の予備本を備え、児童又は生徒の転校、被災等による特別の需要に迅速に応ずるための措置を講じておかなければならない。

（発行者の教科書供給業務の制限）

第四十二條 発行者は、前条第二項の場合その他文部省令で定める場合を除いては、その発行する教科書を登録教科書供給業者以外の者に対して供給することを業としてはならない。

（発行計画）

第四十三條 発行者は、文部省令の定めるところにより、文部大臣の承認を受けて発行計画を定め、これに従つて第四十一條の義務を履

行しなければならない。

（発行保証金の供託）

第四十四條 第四十條の規定による指示を受けた発行者は、その指示を受けた日から二十日以内に、住所又は主たる事務所若しくは営業所の所在地を管轄する法務局又は地方方法務局に発行保証金を供託しなければならない。

2 発行保証金の額は、政令の定めるところにより、教科書の定価及び使用する児童又は生徒の見込数を基礎として算定する。

3 発行保証金は、これに相当する額面金額の国債をもつてあてることができる。

4 発行者は、次の各号に掲げる場合には、第三十七條第二項の規定により国庫に帰属したものを除き、発行保証金を取り戻すことができる。

一 第四十一條の義務を履行したことが文部大臣により確認されたとき。

二 発行者の登録を取り消されたとき。

三 供託の日から一年六月を経過したとき。

（登録教科書供給業者の供給義務）

第四十五條 登録教科書供給業者は、正当な理由がなく、発行者との教科書の供給に関する契約の締結を拒んではならない。

2 登録教科書供給業者は、使用者に対する教科書の供給を業とする者の需要に応じて、発行者との契約に係る教科書を供給する義務を負う。

3 使用者に対する教科書の供給を

業とする者がその業を行うことができなかつた場合その他政令で定める場合には、登録教科書供給業者は、発行者との契約に係る教科書を使用者に供給しなければならない。

4 登録教科書供給業者は、その供給する教科書について需要及び供給の状況を常に明らかにしておくとともに、在庫の教科書が需要に不足するときは、すみやかに発行者からその供給を受けるために必要な措置を講じなければならない。

（需要見込数の通知及び報告）

第四十六條 発行者と教科書の供給に関する契約を締結した登録教科書供給業者は、文部省令の定めるところにより、発行者の指示に従い、翌年度に使用される教科書について、その需要見込数を調査し、その結果を発行者に通知しなければならない。

2 発行者は、前項の規定により通知を受けた需要見込数を文部大臣に報告しなければならない。

（教科書の表示）

第四十七條 発行者は、文部省令の定めるところにより、その発行する教科書に文部大臣が行う検定に合格した旨又は文部省が著作の名義を有する旨及び種目、書名、使用学年その他の事項を表示しなければならない。

2 発行者は、教科書でない図書に文部大臣が行う検定に合格した教科書である旨又は文部省が著作の名義を有する教科書である旨を表示して、これを発行してはならない。

(教科書の定価)

第四十八條 発行者は、文部省令の定めるところにより、文部大臣の認可を受けて教科書の定価を定めなければならない。

2 教科書は、文部省令で定める場合その他正当な理由がある場合を除き、定価以外の価格で使用者に販売してはならない。

(設置)

第四十九條 文部省に、教科書発行審議会(以下「発行審議会」という。)を置く。

(組織)

第五十條 発行審議会は、二十人以上の委員で組織する。

2 委員は、教育、文化、法律又は経済に關し學識経験を有する者で、教科書の発行に直接の利害關係を有しないものの中から、文部大臣が任命する。

(権限)

第五十一條 発行審議会は、次の各号に掲げる権限を有する。

一 発行者及び登録教科書供給業者の登録その他この法律又はこの法律に基く命令の規定によりその権限に属せられた事項について議決すること。

二 文部大臣の諮問に応じ、教科書の定価の認可の基準その他教科書の発行及び供給に關する重要事項について調査審議すること。

(専門委員)

第五十二條 発行審議会に、専門の事項を調査審議させるため、臨時に、専門委員を置くことがで

きる。

2 専門委員は、専門の事項について學識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命する。
(政令への委任)

第五十三條 この法律に定めるもののほか、発行審議会の委員、議事その他発行審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

第五章 雜則

(職業教育用教科書等に關する特例)

第五十四條 高等学校において使用する職業に關する教科の教科書、盲学校、聾学校若しくは養護学校又は小学校、中学校若しくは高等学校の特殊學級において使用する教科書及び中学校又は高等学校が行う通信教育において使用する教科書に關し、この法律の特例を必要とするものについては、政令で特別の定をすることができ。

(指定都市の特例)

第五十五條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項の指定都市及びその教育委員会は、政令の定めるところにより、この法律又はこの法律に基く命令に規定する都道府県又はその教育委員会の教科書の採択に關する権限及び事務を行うものとする。

(教師用の指導書)

第五十六條 特定の教科書による学習の指導の手引としてその教科書の記述に対応して著作された教師用の指導書を発行した者は、文部省令の定めるところにより、発行後すみやかに、その指導書

を文部大臣に提出しなければならない。

2 文部大臣は、前項の指導書に教育基本法の精神にそわず、又は学校教育法に定める学校教育の目標の達成に支障があると認められる箇所があり、その使用が教科書の適正な使用を妨げ、検定の趣旨に著しく反すると認められるときは、検定審議会に諮問して、その指導書を発行した者に對し、その後発行する指導書について訂正を勧告することができ。

(政令への委任)

第五十七條 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第五十八條 次の各号の一に該當する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第三十條の規定による登録を受けず、教科書を発行すること又は発行者から教科書の供給を受けて、使用者に對する教科書の供給を業とする者に對して教科書を供給することを業とした者

二 虚偽又は不正の事実に基づいて、第三十條の規定による登録又はその変更の登録を受けた者

第五十九條 次の各号の一に該當する者は、二万円以下の罰金に処する。

一 第三十六條第一項(同条第三項の規定により権限が委任された場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第三十六條第二項(同条第三項の規定により権限が委任された場合を含む。)の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に對し虚偽の陳述をした者

三 第四十七條第二項の規定に違反して、教科書でない圖書を発行した者

四 第四十八條第二項の規定に違反して、教科書を販売した者

第六十條 第二十三條の規定に違反して秘密を漏らした者は、五万円以下の罰金に処する。

第六十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して第五十八條又は第五十九條の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人にも對しても、各本條の刑を科する。

第六十二條 次の各号の一に該當する者は、二万円以下の過料に処する。

一 第三十三條の規定に違反して、変更の登録の申請を怠つた者

二 第三十四條若しくは第四十六條又はこの法律に基く命令の規定に違反して、届出、通知若しくは報告を怠り、又は虚偽の届出、通知若しくは報告をした者

三 第四十七條第一項の規定に違反して、教科書を発行した者

(施行期日)

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して三十日をこえない範囲内で、政令で定める。
(教科書の発行に關する臨時措置法等の廃止)

2 次に掲げる法令は、廃止する。
教科書の発行に關する臨時措置法(昭和二十三年法律第三十二号)

3 この法律の施行の際、現に旧教科用圖書檢定規定の規定により教科用圖書の檢定又は改訂の申請を受理されている場合の檢定又は改訂に關しては、なお従前の例による。

4 旧教科用圖書檢定規則による教科用圖書の檢定を与えられた圖書は、昭和三十三年三月三十一日(政令で定める圖書にあつては、同日前の日で政令で定める日とする。)までは、この法律により文部大臣が行う檢定に合格した教科書とみなす。

5 前項の圖書と内容が同一又は著しく類似していると認められる圖書については、第七條第二号中「二年」とあるのは「三年」と読み替へて、同條の規定を適用するものとする。

6 昭和三十一年度を使用される教科書の採択、発行及び供給に關しては、なお従前の例による。

7 この法律の施行の際、現に附則第四項の圖書を発行することを業としてゐる者(附則第三項に規定

8 前項の規定により昭和三十一年度に使用される教科書を発行し、又は供給することを業とする者は、第二十二條、第二十七條第二項、第二十八條、第三十六條から第三十八條まで、(第三十七條第二項中登録の取消に関する部分を除く)、第四十條から第四十七條まで、第四十八條第一項、第五十九條第一号から第三号まで、第六十一條並びに第六十二條第二号及び第三号の規定の適用については、それぞれ発行者又は登録教科書供給業者とみなす。

9 文部大臣は、前項の規定により適用される第三十七條第一項の規定による措置に従わない者がその後三年内に第三十條の規定による登録を申請したときは、発行審議会の議を経て、その登録を行わないこととすることが出来る。

10 第五十五條中「第二百五十二條の十九第一項の指定都市」とあるのは、指定都市に關して定める地方自治法の一部を改正する法律が制定施行されるまでの間は、「第五十五條第二項の市」と読み替へるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

12 学校教育法の一部を次のように改正する。

第二十一條を次のように改める。

第二十一條 小学校においては、教科書法(昭和三十一年法律第二十號)に定める教科書を使用しなければならない。
前項の教科書以外の図書その他の教材で有益適切なものは、

第二十七條第一項の表中

教科用図書検定調査審議会

検定申請の教科用図書を調査し、及び教科用図書を

教科書検定審議会

教科書発行審議会

教科書法(昭和二十一年法律第二十號)に基き検定その他その権限に属する事項について議決を行うほか、文部大臣の諮問に應じて教科書の定價の認可の基準その他の教科書の発行及び供給に関する重要事項について調査審議すること。

附則第七項及び附則第八項中「教科用図書」を「教科書」に改め、

附則第十一項を附則第十二項とし、附則第十項を附則第十一項とし、附則第九項を附則第十項とし、附則第八項の次に次の一項を加える。

9 初等中等教育局においては、当分の間、中学校又は高等学校の通信教育において使用される学習図書に關する事務を行うものとする。
前項の規定による改正前の文部

これを使用することが出来る。
第七十條中「教科用図書以外の教科用図書を」と「教科書以外の図書を教科の主たる教材として」に改める。

13 地方自治法の一部を次のように改正する。

第二百八十一條第二項第一号中「教科用図書」を「教科書」に改める。

14 教育委員会法(昭和二十三年法律第七十號)の一部を次のように改正する。
第四十五條第一項、第四十七條

及び第四十九條第四号中「教科用図書」を「教科書」に改める。
15 文部省設置法(昭和二十四年法律第四十六號)の一部を次のように改正する。

第五條第十二号の二中「教科用図書」を「教科書」に改め、同条同号の次に次の一号を加える。

十二の三 発行者等の登録及び監督その他教科書の発行及び供給に關する事務を行うこと。
第八條第十三号の二及び第十四号中「教科用図書」を「教科書」に改める。

に改める。

17 文部省著作教科書の出版権等に關する法律(昭和二十四年法律第四十九號)の一部を次のように改正する。

第十條を次のように改める。
(発行義務)
第十條 教科書法(昭和三十一年法律第二十號)第四十一條第一項ただし書の規定は、出版権の設定を受けた者(以下「出版権者」という)には、適用しない。

第十三條中「義務教育上」を

「教育上」に改める。
第十四條中第一項第二号及び第三号を次のように改め、第二項を削り、第三項を第二項とする。

二 出版権者が第十二條又は教科書法第四十一條に規定する義務を怠つたとき。

三 出版権者が教科書法による発行者の登録を取り消されたとき。

18 産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八號)の一部を次のように改正する。
第三條の四(見出しを含む)及び第二十條(見出しを含む)中「教科用図書」を「教科書」に改める。

19 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法(昭和二十八年法律第二百三十八號)の一部を次のように改正する。

第四條の見出し中「教科用図書」を「教科書等」に、同条中「教科用図書」を「教科書その他教科の主たる教材として使用される図書」に改める。

20 盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に關する法律(昭和二十九年法律第四十四號)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第一号中「教科用図書」を「教科書その他教科の主たる教材として使用される図書」に改める。

21 就学困難な児童のための教材用図書の給与に對する国の補助に關する法律(昭和三十一年法律第二十號)の一部を次のように改正する。
題名並びに第一條、第二條及び附則第一項中「教科用図書」を

「教科書」に改める。

○清瀬國務大臣 今回政府から提出いたしました教科書法案について、提案の趣旨を御説明申し上げます。

教科書は、小学校、中学校、高等学校等において、教科の主たる教材として教授の用に供せられるものでありますので、その学校教育において占める地位はきわめて重要であり、次代国民の育成の上に多大の影響力を有するものであることは、多言を要しないところでございます。従ってその内容が適正であることを要するのほもとより、その採択、発行、供給が公正かつ的確に行われ、しかも価格が低廉である限り低廉であることが要請せられるのであります。

わが国現行の教科書制度は、御承知の通り、終戦後の教育改革の一環として実施されたもので、従前の国定制度を撤廃し、自由競争の原則を以て、教科書の採択に切りかえたものでございまして、かかるに、この制度の発足がきわめて早急の間に進められた事情もあり、まして立法措置が不十分であり、制度的にも不備を免れなかつたのであります。すなわち、現行の教科書の発行に關する臨時措置法は、戦後の用紙その他の経済事情の不安定な時期に発行を迅速確実ならしめるために制定されたものであり、その名称の示す通り臨時立法の形式をとつておるのであります。また採定、採択等についても政令、省令等で各個別に規定するにすぎないのであります。

しかしてこの制度の実施の状況を見ますに、用紙その他の事情が安定するに伴い、発行者の数及び採定申請の数は逐年増加し、ひいては教科書の種類が多くなつて参りました。

このことは一面教科書の改善に資するところも多かったものであります。他面、法的な不備と相俟つて、教科書の採定、採択、発行等の各面におきまして各種の問題点と、これに対する批判を生むに至つたのであります。すなわち採定の面においては、採定機構の不整備と採定の粗漏、不適正が指摘せられ、採定の面においては発行者間の激しい競争の結果種々不正な事態を誘発していることが批判されたときでございまして、また教科書についての家庭の負担をできる限り軽減すべきであるとの要請も一方に高まつて参つたのであります。

以上申し上げましたような状況にかんがみ、政府はかねてより、現行教科書制度について早急に改善の措置を講ずべく検討いたして参つたのであります。が、教科書が学校教育上占める重要な地位にかんがみまして、この問題の取扱いには特に慎重を期し、関係方面の意見も聞きまして上、この法案を作成いたしましたのであります。

次にこの法案の要点とするところを申し上げます。

第一は、文部大臣による採定の制度を維持いたして参りますとともに、採定の公正かつ秘密を期するため、その機構及び方法を整備改善したことでありまして、

採定の機構につきましては、教科書採定審議会を拡充強化するとともに、別途教科書調査員を文部省に置くこととし、調査機能の向上を期しているものであります。また、従来文部省令にゆだねられておりました採定の手続及び方法を整備してこれをこの法案に明確に規定しましたはか、採定に有効期間の制度を設けるといたしました。

第二に教科書の採定に關する規定を整備して適正な採定方式を確立したことであります。

従来採定に關する法律の規定が不備でありましたため、實際上採定方式は区々にわたり、責任の所在も不明確になるきらいがありましたが、この法案によつて、学校の種別及び設置者の別に従ひ、それぞれ適正な採定方式を明確に規定することいたしました。

特に市町村立の小、中学校につきましては、特別の採定方式を設けたのであります。すなわち郡、市またはこれらの区域を合わせた地域を基準として採定地区を設け、その地区ごとに置かれる教科書採定協議会の選定によつて、その地区の実情に即して学年ごとに同種類の教科書が適正に採定せられるようにいたしましたのであります。

また従来の臨時的な展不制度を改めまして、常設の教科書研究施設を置き、教科書の比較検討の機会を十分に与えようとしておるのであります。

なお、採定に關する不正行為につきましましては、発行者または供給業者の採定関係者等に対する利益の供与、採定関係者等の組織的な利用等、採定の公正を損なはせようとする行為を禁止し、その違反行為に對しては、一般刑法の制裁のあるものとするのであります。

また、本法案におきましては別に登録の取り消し等を行ひ得ることを規定して、従来と多くの批判のあつたこの種の行為の排除を期しておるのであります。

第三に発行及び供給の確実、円滑を期するため、所要の規定を整備したことであります。

教科書の発行者並びにいわゆる特約

供給業者につきまして、発行及び供給の事業の重要性と公共性にかんがみ、新たに登録制度を設け、これらの業者に対する規制と監督の措置を規定いたしました。また発行者と登録教科書供給業者の教科書の発行供給に關する義務と相互の関係を明らかに規定して、確実で迅速な発行供給を期しようとしたのであります。

なお登録の取り消し、定価の認可基準等教科書の発行供給に關する重要事項につき、文部大臣の諮問に應じて調査審議に當らしめるため、文部省に教科書発行審議会を置くこととしたのであります。

第四に教科書の価格の問題についてであります。

教科書が学校教育上必要欠くべからざるものである点からいたしまして、その価格の適正化をはかり家庭の負担を軽減すべきことはもちろんのこととであります。このたびの立法に當りまして、この観点から発行者の過度の宣伝行為の規制等により価格の低下に資するよう配慮いたしてあります。

この法案におきましても定価は従来通り文部大臣の認可制といたしましたが、その認可の基準は前述の教科書発行審議会に諮問して慎重に検討を行うこととした所存であります。

最後に教師用指導書について必要な規制を加へることとしたことであります。教師用指導書は、教師の学習指導の手引きとして、特定の教科書の記述に對して著作発行されているもので、事実上教科書と並んで教育上重要な機能をもつておるのでありますから、その発行の場合に、文部大臣に提出を要するものとし、教育上不適當な

個所がある場合は、文部大臣が訂正勸告をすることができるといたしましたのであります。

以上のほか、この法律の円滑な運営を確保するため必要な事項について罰則を整備いたしましたはか、従前の規定によつて採定を与えられた図書の有効期間の特例を定める等所要の経過措置を規定いたしましたのであります。

以上この法案の趣旨について申し上げます。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御賛同賜わらんことをお願い申し上げます。

○佐藤委員長 次に補足説明を緒方初等中等教育局長より聴取いたします。

緒方政府委員。

○緒方政府委員 教科書法案について文部大臣の趣旨説明を補足しまして、その内容の概要を御説明申し上げます。

まずこの法案の規定事項についてであります。従来は、教科書制度全般にわたる統一的立法はなく、教科書の発行に關する臨時措置法のはかばか、政令、省令等で各個別に規定してしたのであります。が、この法案は制度の全般にわたる、必要な基本的事項を総合的に規定することとしたものであります。総則、採定、採択、発行及び供給、雑則、罰則の六章六十二条と附則から構成されております。

以下、章ごとに順を追つて、その要点を御説明申し上げます。

第一章総則におきましては、この法律の目的、用語の定義及び教科書の種類について規定してあります。

まず、この法律の目的とすることとは、教科書の採定、採択、発行その他必要な事項を定めることにより、教科

書の水準の保持と向上をはかることにも、適正な採択と確実な発行を確保し、もって学校教育の目的の達成に資することにある旨をうたい、この法案の規定範囲とその目標を明らかにいたしておきます。

用語の定義のうち教科書及び発行者に關しては従前とは同様であります。また登録教科書供給業者については、新たに登録教科書供給業者についての定義を加えました。

また教科書の種目の具体的な内容については、細目にわたりますので、文部省令で規定することといたしました。第二章は検定に關する規定であります。

従来、検定に關する事項につきましては、政令や文部省令などで規定しておりましたが、このたびは本法案の中に検定の手続、方法及びその機構等について全般的に規定を整備いたしましたのであります。

教科書の検定の手続、方法につきましては、発行者または著作権者の申請により文部大臣が教科書検定審議会の議を経て検定を行うものと規定いたしましたこと、検定の尺度となるべき検定の基準は、文部大臣が教科書検定審議会に諮問して、教育基本法及び学校教育法にのっとり定めるものといたしましたこと、検定拒否の制度を設けましたことなどがその要点であります。

次に検定の効力に關して、新たに有効期間と失効の制度を設けました。検定の有効期間を定めしたのは、一たび検定に合格すれば無期限に使用できるというところは、不合理でありますので、検定の後、六年間に限り、使用できるようにいたしました。また教科書の種目や検定基準の変更等によって、

従前の教科書をそのまま有効と認めることは適当でない場合もありますので、有効期間中でも文部大臣は、その検定の効力を失わせることができることとしたが、その処分については慎重を期して教科書検定審議会の議を経ることとしたのであります。

またこの法案では、検定に合格した図書に明白な誤りがあることを発見したときは、発行者においてその修正の措置を講じなければならぬ旨の規定を設けまして、教科書の内容を常に正確に保つことを期しております。

次に教科書の検定事務は、その内容が専門的に多岐にわたるのみならず、その公正と厳密を期することを要しますので、文部省に八十人以内の委員で構成する教科書検定審議会を置くことといたしました。従来もこの種の審議会が設置されておりましたが、これを拡充強化いたしましたのであります。なお、別途、文部省に常勤の調査職員四十五名を置き、調査の万全を期することといたしましたのであります。

第三章は採択に關する規定であります。まず、採択に關する権限を明らかに定めまして、すなわち市町村立の小学校及び中学校につきましても、採択地区ごとに教科書選定協議会の選定に基づいて、都道府県の教育委員会が行うこととし、その他の高等学校以下の公立の学校につきましても、校長の申し出に基いてそれぞれ所管の教育委員会が行うことといたしました。国立または私立の学校につきましても、校長が行うことといたしておりますが、国立の大学またはその学部には設置された学校の場合は、学長または学部長の承認を受けることといたしましたのであります。

次に市町村立の小学校及び中学校につきましても、採択地区を設け、その地区内の学校では、同一学年について同一種類の教科書を使用するよう措置いたしました。採択地区は、郡もしくは市の区域またはこれらの区域を合せた地域を基準として、都道府県の教育委員会が、教育上考慮すべき自然的、経済的、文化的諸条件に照らして適当な数を設定することとしたのであります。よつては、全県一区とするのもでき、最少限、郡、市の区域を下らないようにしております。また場合によっては、全県一区とするのもでき、採択地区には、それぞれ毎年一定期間教科書選定協議会を置き、その協議会で選定を行うのであります。その選定は校長の申し出を基礎とすることといたしております。これは、教科書を使用する学校の意向を尊重することにも校長の職責を明らかにしようとする趣旨に基づくものであります。

また校長、教員その他採択関係者による教科書の比較検討や教科の常時研究に資するため、都道府県が必要数の教科書研究施設を設置することといたしました。これは、従来開催して参りました教科書展示会がその所期の目的を達していないとの批判に鑑み、これにかわる常設施設としようとするものであります。発行者は、これらの研究施設に教科書を送付して、その展示を求めることとなるのであります。

採択に關する不正行為について、従来と多くの批判があったことにかんがみ、その禁止の規定を設けました。すなわち、発行者または登録教科

書供給業者は、校長、教員その他の採択関係者やこれらの者の属する学校もしくは団体に対し利益を供与したり、採択関係者またはかつて採択関係者であった者を組織的に利用したりする行為その他の行為で採択の公正を誤らせるおそれのある行為をしてはならぬことといたしました。なお、この禁止規定の違反に對しましては、登録の取消、その他の行政処分をもつて対処することとしております。

第四章は、発行及び供給に關して規定しております。

まず、発行者及び従来の特約供給業者に登録の制度を設けるとともにこれら業者に対する監督規定を整備しました。従来、教科書の発行者及び特約供給業者につきましても、その資格に關し、制限規定がなく、またこれらに対する監督規定も不備でありました。が、児童生徒の教育上重要な役割を果します教科書の発行及び供給を担当するものについては、一定の資格の規制と監督の措置を定めることが必要であると考えたのであります。

登録につきましても、破産者で復権を得ないことその他一定の形式的要件に該当する者については、これを拒否するものとし、事業能力及び信用状態が教科書の発行または供給の事業の遂行に著しく不適当と認められる者または採択関係者とその教科書の発行または供給の事業に對し事実上の支配力を有し、これにより教科書の採択の公正が害されるおそれがあると認められる者については、文部大臣は、教科書発行審議会の議を経て、その登録を行わないことができないことといたしました。監督の措置としましては、報告を求め、

検査を行うこと、ほか違反行為に對する是正命令または登録の取り消し、発行保証金の没収、教科書公報への登載の拒否などの処分規定を設けました。また、発行及び供給に關する実体的規定を整備いたしました。現行制度におきましては、発行者は教科書を各学校まで供給する責任を負うこととなっており、各都道府県の特約供給業者と契約を結び、これに教科書の供給を行わせているのが実情であります。この法案では教科書の供給義務は発行者と各都道府県の特約供給業者が分担して負うとの建前のもとに、発行者は各都道府県の特約供給業者の需要に応じ、これに教科書を供給する義務を負うこととし、一方登録教科書供給業者は、管内の需要に応じて教科書を供給する責任を負うことといたしました。教科書の完全供給の確保を期して、なお発行者は、児童・生徒の転校被災等による特別の需要に應ずるためその発行する教科書について、相当数の予備本を備えておかねばならないこととし、また、その発行義務の履行を保障するため、一定額の発行保証金を供託すべきものとしております。

次に定価に關する規定であります。が、この法案におきましても従来通り文部大臣の認可制といたしますとともに、新たに、特別の場合を除いて定価外の販売を禁止する規定を設けております。

さらに文部大臣の教科書の発行及び供給に關する権限の行使の適正を期するため、文部省に教科書発行審議会を置くことといたしました。

検査を行うこと、ほか違反行為に對する是正命令または登録の取り消し、発行保証金の没収、教科書公報への登載の拒否などの処分規定を設けました。また、発行及び供給に關する実体的規定を整備いたしました。現行制度におきましては、発行者は教科書を各学校まで供給する責任を負うこととなっており、各都道府県の特約供給業者と契約を結び、これに教科書の供給を行わせているのが実情であります。この法案では教科書の供給義務は発行者と各都道府県の特約供給業者が分担して負うとの建前のもとに、発行者は各都道府県の特約供給業者の需要に応じ、これに教科書を供給する義務を負うこととし、一方登録教科書供給業者は、管内の需要に応じて教科書を供給する責任を負うことといたしました。教科書の完全供給の確保を期して、なお発行者は、児童・生徒の転校被災等による特別の需要に應ずるためその発行する教科書について、相当数の予備本を備えておかねばならないこととし、また、その発行義務の履行を保障するため、一定額の発行保証金を供託すべきものとしております。

第五章は、雑則といたしまして、職業教育用教科書等に関する特例、指定都市の特例、教師用指導書に関する規定及びこの法律の実施のための政令への委任規定を設けております。

指定都市につきましては、その規模よりいたしまして、採択に関しては特別の取扱ひが必要であると考へられますので、これらの市及びその教育委員会は、政令の定めるところによりまして、採択に関する都道府県またはその教育委員会の権限及び事務を行うことができることといたしました。

次に教師用指導書は、現在大部分の教科書について、作成され、発行されており、一般の教職員に広く使用されているもので現在何等法令上の規制がなされていないのであります。この法案では、教師用指導書のその使用状況及び影響力にかんがみまして教師用指導書を発行した者は、すみやかに文部大臣に提出するものとし、文部大臣はその指導書に教育上不適当と認める個所があるときは、その訂正を勧告することができるといたしました。

第六章は、罰則に関する規定であります。無登録者が教科書の発行を行い、または登録教科書供給業者の業を営むこと、虚偽または不正の事実に基づいて登録を受けたこと、教科書を定価外の価格で販売すること、教科書選定協議会の委員がその職務上の秘密を漏らすこと、その他この法律に基く報告、調査、届出等に関して罰金または過料等の制裁規定を設けております。

最後に付則におきましては、この法律の施行日、旧法令の廃止、この法律の施行に伴う経過措置及び関係法律の整備規定等を設けております。

経過措置のおもなるものといたしましては、まず旧規定により検定を与えられた図書は、昭和三十五年三月末日までは、原則としてこの法律により検定に合格した教科書とみなすこととしたこととあります。これは、新しい検定の機構及び手続が従来よりも一段と整備され、また有効期間の制度等も設けられますので、なるべく早い時期に新制度による教科書に切りかえることが必要であるからであります。しかし、他面切りかえを急ぐことは、かえって検定調査の疎漏を招くおそれがあることなどの事情から、旧規定による教科書は昭和三十四年度まで学校において使用できるといたしました。

次に発行者及び従前の特約供給業者に関する事項は、現にこれらの業を営んでいる者は、昭和三十一年度使用教科書及び昭和三十一年度使用教科書については、この法律による登録を受けなくても、その発行または供給の業を営むことができることといたしました。これは昭和三十一年度使用教科書につきましては、すでに検定事務の大半が終了し、発行の事業の一部が進行中であるからであります。

以上教科書法案につきまして、各章ごとにその内容の要点を御説明申し上げます。次第であります。

○佐藤委員長 本案に関する質疑は追ってこれを行うことといたします。

○佐藤委員長 次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律案並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案を議題とし審査を進めます。前会に引き続き質疑を続行いたします。

す。質疑の通告がありますので、順次これを許します。平田ヒデ君。

○平田委員 けさほどの朝日新聞にこのたび上程されております教育委員会と教科書制度の改正法案について矢内原総長ほか十氏が声明を出されておりますけれども、これを大臣はけさほどお読みになりましたか。

○清瀬国務大臣 これらの方々からは直接私にお渡しありませんが、けさ起きて新聞で全文を一読いたしました。

○平田委員 この声明について、大臣の御所見を承わりたいと思います。

○清瀬国務大臣 大へんいいことが書いてあると思います。これは二つありまして、第一段は民主的教育の根本制度は容易に変更すべきものじゃないというところ、第二段はそれぞれの機関等に意見を徴して、慎重審議の上で議案を作れというところとございまして、大体私もそういたしましたつもりでございす。ただ大学におかれまして、国会や文部省でしておることが、まだ十分おわかりにならなかったのじゃないかと思うのであります。

○平田委員 この文教政策の傾向に関する声明というの中には、私最も大きな問題は、こういう大改革を審議機関に諮問しないで、急速に提出しなければならなかった理由はどういうことか、ここに書いてあると思うのでありますけれども、私もこの新聞を見ない前に、実は質問申し上げようと思つていた点であります。なぜこれを審議機関に諮らないで、そして急速に提出しなければならなかったかという点について、お伺いしたいと存じます。

○清瀬国務大臣 このうちで、今私が説明しました教科書法案と、それから

今審議の対象となつております地方教育行政組織及び運営に関する法律、この二つについて言っておられますが、教科書法についてはかねがね調査いたしておりましたが、中央教育審議会からは十二月の五日に答申がございまして、これをよくかみ分けて、とるべきはとつてこの案を立てております。それから教育委員会のことにつきましては、私の前任者が教育行政のことを諮問したうちに含まれておりますので、昭和二十八年七月二十五日付で詳しい答申が出ております。

○平田委員 なぜこういうふうに急いで出さなければならなかったかということをお伺いしておるのでありますけれども、ちょっとはすれておるような気がするのでございしますが……

○清瀬国務大臣 この国会が始まったときに、あなたの党派からは早く出せという御催告をたびたびこの会で受けたのであります。私はそのときに、党の方で審議中だ、しばし待って下さいということと、私の方から慎重審議の期間を求めたのであります。自來党内では、あるいは文教委員会あるいは文部省特別委員会、政策審議会等、非常にこれはもう練つた案でございす。この案を立てるまでも、中教審で二十八年に出された答申も参酌いたしましたし、政令審議会の答申も参酌いたしました。町村長の諸君にもお目にかかり、教育委員会の協議会にもお目にかかりまして、皆さんのおっしゃることは、みな耳を傾けるにやぶさかではなかつたのでございす。等々練りに練つたあげく、今の案となりました。

○佐藤委員長 ちょっと大臣に委員長から質問しますが、社会党の方からこの法案を早く出せということは一度も言つたことはございせん。いつ出すのだということをお聞かせたことはございせんけれども、早く出せという請求をやつたことは一度もございせんので、ちょっとその点だけは大臣から説明を求めたいのであります。

○清瀬国務大臣 それは言葉が足りませんでしたから……。今委員長のおっしゃる通り、どういふ趣意だということをお伺いしたい。私に御請求になりました、私も私の心の中では大体きまつておつたけれども、まだ審議中でありまして、から、追つて追つてということでありました。印象から申しますと、提議を求めておられると私は思つたのであります。言葉の上は、委員長の申しさるものが正確と思ひますから、訂正いたしておきます。

○辻原委員 関連。今の問題であります。委員長の申しさる、社会党としては、教科書法案に対して新しい教育委員会制度の法案に対しても請求したことは一度もない、こういうことで、大臣から、そういう印象を受けたという御答弁が今あつたわけでありまして、この点はわれわれとしてはすでに先議でこの法案に対する基本的な態度をきめておられます。少くともこの種の教育立法に対して、政府に早急にとりまゐて提出せよなどということとは、断じてわれわれは委員会においても、あるいは党としての正式な機関においても、正式な申入れ等やつた事実はないとせん。大臣がどういふことで印象を受けたかは知りませんが、私も予算委員会でも大臣にこの問題をただした際にも、この問題に触れませんでしたけれども、その触れたのは、政府においてこ

ういうような意図がある、その意図の内容を国民に明らかにすべきであるという意味においてたまたまわれわれは考へておる。この委員会において、少くともわが党委員の質問は、内容をいかにとりまておるかという点でたまたまおる、また党として政府に対してとりまて要請したことは、これは予算審議の中において、予算に關連する法案をすてに予算案として提出されておるから、それに伴つて、出すならば早く出して、同時に審議すべきが国会審議の建前である、こういう意味合いで申したのである、特定のこれらの法案に対して、取り急いで提出せよなどということとは——これはもし大臣がそういう印象を受けておるならば、その印象をぜひとも払拭してもらいたい、こういつた公開の席上において、印象をもつて他党の態度を論ぜられてはなほ迷惑でありますから、その点再度大臣から一つ明快にしておいていただきたい。

○清瀬國務大臣 あなたの発言前に、今の委員長の御説明が正確だと言つて訂正いたしております。御了承願ひたいと思ひます。

○辻原委員 問題は、本日新聞に発表せられた都下の各大学学長等十名の方々が、非常に重要なこの法案に対する見解を発表されておる。それに關連して今大臣が平田さんの質問にお答えなされたのであります、大臣の平田さんに対する御答弁を聞いておりますと、これらの人々の見解は、この法案の研究あるいは政府の真意、こういうものを十分検討なりあるいはそんなくすることがないためにこのよう

声明を発表したのであつて、政府としては所要の手続、あるいは十分關係の方々の意見を尊重してやつたのだという御答弁であつたのであります、私は、もし大臣のお話のようなこととありますならば、少くとも今日日本の教育界の中の大部分の人たちが、あげてこの法案に対して警告を発するといふやうな、そういう異例の態度は示さなければならぬと思ふ。そこに大臣のお考えなさつていられる点と、またこの法案に対して從來關係した方々、非常に一般の国民の方々との間にも、非常なギャップがあるといふことを私は考へるのであります。単にこれの直接の關係者である全国教育委員の方々のみならず、日本の教育に対して最も大きな位置を占めていらつしやる大学学長等が、よりより集まつてかういふ声明書を發表するといふことは、今までの日本の教育の歴史の中においてもまことに希有のことである。これに対して大臣の少くとも納得せしめられ得る御見解を承わらないことには、われわれとしても黙つて引き下るわけにも参らない。教育界の方々のみならず、たまたま軌を一にして昨日は全国の地方教育委員会の協議会においても、これに對する反対の態度をきめて、その内容は別といたしまして、あげてこの法案に對して反対の運動を展開するといふことを取りきめております。さらに從來教育全般にわたつて専門的な研究を進めておる教育学会においても、痛烈な批判書をわれわれの手元にも配布いたしておりますし、また政府に對しても手交したといふことを私は新聞で承知いたしましたのであります。それに加えて昨日の当委員会においても問題

になりました都道府県教育委員会の協議会においても、これには場合によれば委員の総辭職をもつてまで抗議しなければならぬといふ強い態度をきめております。こうして考へてみますると、事教育に志す者、また教育に關係を持つ者、関心を持つ者、いわゆる世の良識者といわれる方々が、ここに打つて一丸となつて、今回政府が企図する教育委員会法の根本的改正ないしは取りまてられた教科書法案に對して、あげて反対の態度を示されておる。私がここで特に大臣に承わつておかねばならぬと思ふのは、個々の内容はともかく、教育学会の批判書の中に具體的に述べられておる、さらにそれを取りまて各大学の学長が聲明せられておるその表題は、文教政策の傾向に關する聲明、こう述べられておるものであります。この文教政策の傾向、言葉はどうでも言えると思ひますが、少くともこれは一歩々々教育がその根底をゆすぶられて、漸次言論の自由、學問の自由を脅かすやうな過程をたどりつつあるといふことに対する聲明であります。私はこの種の聲明は、少くともこれに對する一つの心ある人々の警鐘と見るのであります。一体大臣はこれらの聲明は、単にあの人たちは思ひ違ひをしていのであるかといつて一笑に付せられるのであるかどうか。またこれは単に清瀬大臣の御見解のみならず、鳩山内閣の文教政策がさういふ言論自由の圧迫、民主教育の根底をゆすぶつていっているという傾向をたどりつつあるといふ学会の方々の相一致した見解、これに對して政府としては具體的にどうであるか、といふことを天下に表明せられる責任が、少くとも政府

を代表した鳩山総理にもあると思ふ。従つてこの機会に文部大臣から總括的に世論を納得せしむべき説明を承わると同時に、やはりかうした大きな世論の動きに對する総理の十分なる御説明を承わりたいと考へる。従つて文相の御答弁のあとに、委員長においては総理の出席を求められて、総理の所論をここで發表していただきたいと私は要求したいのであります。

○清瀬國務大臣 この聲明に對する私の答えは、今平田委員に對していたした通りであります。いい聲明と思ひます。この主張にはちつとも異議ありません。民主教育の根底は容易に動かすべきものではないと思ひます。それから法制上に改正を要するところがあるならば、それは適當な機關に諮問して十分に審議を尽くすといふことは、その通りでございます。ただもしそれが中教審に諮問しないといふことであります。たまたま、教科書法については、最近諮問いたしましてそれを採用しております。それから教育委員会については、前任者が諮問して答へが出ております。もつともこれは全部はとつておりませんでした。けれどもその答への中に、市町村委員会については多少の疑念なしとはいへないが、現行法の性格を直ちに更改するなとおつしやつております。私の方も疑念を持ちましたから、地方委員会は廃止しないで存置して、その規定を改めて、今の案のようにいたしたのであります。後段のことについては、少し御調査が足らなかつたのではないかと。前段のことについてはちつとも異存はありません。

○佐藤委員長 ただいま辻原委員より要求のありました鳩山内閣総理大臣の

出席につきましては、後ほど理事会に諮りこの取扱ひを決定したいと存じますので、御了承願ひます。

○辻原委員 今大臣は、この聲明については私としては全然同意見だ、こういうふうにおつしやられました。全くその趣意は私も賛成である、こういうふうにならぬかと言われたと思ひますが、間違ひありませんか。

○清瀬國務大臣 全然という形容詞をおつけないとちよつと語弊があるのです。趣旨においては賛成で、いい決議と思つておるのです。民主教育の根底は容易にはずさぬといふことも、改訂すべき個所があるならば、それぞれ機關に諮問したり十分に審議せよとおつしやられることも、その通りなんです。ただしかし最後に中教審に二つの法案の諮問をしなかつたともし御了解になつておるものであつたら、事実と違ふのです。教科書の方は明らかに諮問いたしまして、その答申の大部分をとつておるのです。それから教育委員会の方は、大部分をとつておるわけにはいきませんでしたが、その諮問の答へ、たとえば市町村の義務教育、生、配置等の關係をも考慮して都道府県の公務員とするが望ましい、かういふやうなことが書いてあるのです。それらの趣意はとつておるのでござい

は賛成であるとおっしゃいましたので、その声明の内容の点について、その通り御賛成かどうかをここではつきりさせておきたいと思ひます。大臣は、中教審に諮問をしなかつたというので、この声明書でたいていいるというふうに受け取られておりますが、私の見るところでは、この声明書の中には、中教審に諮問をしなかつたからけしからぬ、そういうことだけをうたつておるのではない。その中には、政府はこのことを適当な審議機関において十分に世論に耳を傾けて審議を尽させなかつた点には遺憾である、こういうのです。その適当な審議機関というのは、これは中教審もあるでありましようし、また先般あなたの方で取り急いで提出された臨時教育制度審議会もあるではないですか。こういう機関にかけて、しかも世論、特に直接関係を持つ教育関係者の意見を十分中に取り入れて、世論とマッチしたものをなげ出さなかつたかということが、最後に大学教授が非常に問題としておる。こういう行き方自体、取扱い自体がきわめて非民主的ではないかということ、を指摘しておる。それをあなたは中央教育審議会に教科書は諮問をした——確かに中央教育審議会に諮問をしておることについてはおそく学界の方も知っておるでしょう。より以上重要な、いわゆる教育行政組織の万般を改正するとも見られるこの委員会法の改正に当って、なぜあなたがあなた自身の責任において諮問をせられなかつたかというところを、これは詰問しておると思ひます。これはだれでも常識なんです。前の大達さんのときに諮問をしたからそれで事足りるということはこれは逃げ

口上でございます。すでに大達さんは故人でございますが、まだ現存されておいて、それについての意見をあなたに直接お聞きになる、当時諮問をされてその答申を受け取られた責任者の大達さんに、いろいろなその当時のいきさつを聞いておしよるおやりなさるということであればまだしも、すでに答申を受けたその責任者は故人になられておる。それをあなたが就任してわずか半年足らずの間にばたきとどういふものをでっち上げて、そうして出すというそのやり方自体に、学界としては大きく不安の念にかられておる。なぜそれを諮問されなかつたかということ、それともう一点申し上げましよう。二十八八年に、大達さんの当時に諮問をしてその答申案が出ておるといふが、しかし諮問をして答申を求める限り、その答申案を尊重するというのが建前である。果して今回のこの地方教育行政の組織並びに運営に関する法律案といふものは、その答申案と軌を一にするような内容を盛り込んでおるのか、果してそのときの答申案に公選を廃止して任命制に切りかえなさい、あるいは文部大臣の権限は足りないからこれを強化して、いわゆる国の地方の教育に対する干渉権限といふものを強化するの適当である、こういう重大な示唆、重大な答申がなされておるに、またさらにそれらを包括して、この際教育委員会制度を根本的に改正して所要の法律案を提出すべきであるという見解を表明されたものであるかどうか、具体的に承わりますよう。

○清瀬國務大臣 この大学の先生諸君の決議の後段にはこういうことがあるのです。もし法制上改正を要する点があるならば政府はそのことを適当な審議機関に諮問して十分に審議を尽さしめ、広く関係方面の専門的意見を聞き、世論に耳を傾け慎重審議の上、初めて法律の改正に着手せよ、これは私賛成であります。それでありますから、文部省に置いてあります中央教育審議会には諮問をして、その答申を得ました。これは尊重いたしております。けれども尊重はうのみということじゃございません。政党政治の時分には政党的の方でおきめになることを私は尊重しておるのであります。ひとり中央教育審議会のみならず、政令審議会においても答申を得ております。これも尊重いたしております。それからわれわれが党にありまして政務調査会会長の責任を持つておりました時代、各方面の教育に関する意見は、書面でお出しになつたものはみな検討いたしておりました。それから個人あるいは団体として面会を求めた人に面会を拒否したことはありません。これはみな耳を傾けております。これらの調査を数年間続けて、そして党の意見を聞いてここに案が確定したのである、民主政治、政党政治の今日においては、大臣に就任しすぐによつたのだから耳を傾けておらぬといふのはこれは無理な話で、およそ教育問題について私に面会を求められた人でも、もし拒絶でもした人があつたら言つてもいい。みな聞いておりました。幾ら忙しいときでも聞いております。それで練りに練つてこの案ができたのです。いかにわれわれが苦心したかということをお承知なくしてこういうことを書いておられる……。

○辻原委員 どうも大臣は私の問いにぱつきり答へられておられない。この声明書は適当な審議機関にゆだねよということをお述べおる。その回答として中央教育審議会にかけた、かけたという以上それを尊重してやつたと言ひたいし、またそれをおっしゃつておるのだらうと思ひますが、ところが同じけさの朝日新聞の中にあなたが談話を發表されておられます。これは新聞だから責任は持たないとおっしゃればそれまでですが、私どもの記憶するところによれば、この二十八八年のいわゆる中央教育審議会の答申は改正の要を認めないという答申であつたではありませんか。それを尊重するならば、提案という事態がどうして出てくるのでありますか、まずそれから一つ承わりますよう。

○清瀬國務大臣 諮問機関が答へてくれた方は多し、答へも尊重いたしたし、するけれども、それをうのみにするというわけには参らない。これと前後して出てきた政令審議会では、委員の公選をやめてくれという答へもきておるのです。中央教育審議会だけをうのみにできません。これと並行した政令諮問委員会の答へも参酌しなければならぬ。一番大切なのは議員諸君のお考へでございます。これが政党政治です。○辻原委員 どうもお話がおかしい。私は学界のことについて尋ねておるのです。なぜ一般輿論と同時に、深くこの問題に対して専門的分野に立ち至つてそういう見識を持つ人々の意見を聞かないかというのです。あなたは今それを聞いたとおっしゃる、尊重したとおっしゃる、そうして具体的事実として中央教育審議会には教科書はかけました、また教育委員会法は、私ではありませんけれども、前任者の大達さんが昭和二十八年に諮問をいたしました、その答申が出ておりますからかけました、だからそれらを決して無視したものではありません、尊重いたしました、こうおっしゃるから私はお伺ひしておるのです。教科書の問題は確かに答申した、しかもその答申を尊重しておるといふことは私も認めておる。しかし、少くとも教育委員会の法案に關しては、どこをつついたらそういうことが言えますかというのです。うのみすのみありませんよ。この審議会の答申は改正の要なしという御答申であります。部分的には改正の必要のあることを指摘しておるけれども、主たる問題は地方教育委員会にあるけれども、しかし、この委員会制度万般について、ただいま直ちに改正する要なしという答申ではありませんか。それをどうしてあなたは尊重したか、どこをつついたら中央教育審議会の答申を尊重したという音が出るかということではあります。完全に無視しておるではありませんか。百歩譲つて、そのときの答申があつたという事実を徴してみても、決して尊重したという事実はない。改正する必要があるというのを改正する必要ありとして提案をする、それでどうして審議会の意向を尊重したといふことが言えますようか。政令審議会のことをあなたは言つておられますけれども、政令審議会と中央教育審議会とは、これは性格が違ひます。私は今政令審議会のことを尋ねておるのではございません。またこれらの問題について、きのう私は資料の要求をいたしました、従来検討したのは政令審議会ないしは中央教育審議会にとどまらず、いろいろ各界の機関が検討を加えておる。その見解がまた一

致するに至つておられない。それも政令審議会のたつた一つの答申を、またすでにかひのはえかかつておる答申だけというならば、はなはだもつておかしいではありませんか、こういうのです。もう一度私は答弁を要求いたします。

○ 清瀬國務大臣　すべて政府が諮問した場合には、諮問の答えはみな尊重しますけれども、諮問機関が言うてきたこととそれ自身に拘束されるのではないのであります。一番大切なのはこの国会でここで決議されたことはベディングでございますけれども、諮問機関

が諸問したことをみなとらなかつたといつてお責めになりますのは、今日民主政治、民主政治といわれますが、民主政治の原則ではないのです。

しかも大学の教授は団体じゃないのです。有志ですよ。入りたい者は入る、有志相集まると書いてある。有志が管轄されたものを尊重して、属する政

党の主張を尊重しないというに至ったら、それは民主的じゃありません。民主的にやるという言葉の逆になるのです。私は民主政治議會会政治とすれば、や

はり諮問機関とか有志諸君とかのおつしやることには耳は傾けます。知らないでやることはいけませんからよく研究しますけれども、それをうのみにせ

よというのは、先生の第一におっしゃる民主政治とは逆になるのです。ペラドックスというものです。

○佐藤委員長 辻原君簡単に願います。

○辻原委員　もう一点、それじゃ最後に大臣にお伺いいたしておきまするが、尊重した、尊重しない、うのみにす

る、うのみにしないということとは、
 ここでは論争になりますから、私は関
 連で申し上げておりますので、時間の
 関係上お伺いいたしません、だんだん
 承わりますと、この法案提出に至っ
 た経緯は、最後には溝淵大臣は、私は自
 由民主党の党員でございますので、子
 の党員諸君の意見を最大限に重視しな
 ければならないので、だからかりに答

申案が改正の要なしという答申を出しても、それを尊重してそれに従うわけにはいかぬ。だから結局あなたの政党である自民党の考え方を中心にして提案されてきたものである、こういうふうに私は今承かりましたが相違ございませんか。

○清瀨國務大臣 大体において杞違ひ
ざいません。お言葉の一端は、私の言
葉が一番正確ですが……。

○野原委員 関連でございますから簡

単にお尋ねいたしたいと思ひます。ま
ずお尋ねしたいことは、辻原君の質問
に対して大臣はこういう答弁をされて
おる。私は學者の意見には耳を傾けま

した、こういうことでありました。そこであなたに耳を傾けさせた学者はどういう学者でございましたか。あなたはどういう学者の意見に耳を傾けたの

か、お名前が承わりたいのです。
○清瀬国務大臣 それはたくさんありまするが、ここで申し上げて記憶違い等もいたしてはいけませんから、御必

要ならば調べて氏名等も出しますけれども、ほとんど私の就任後というものは、毎日各学校の校長先生、大学教授みな言いにとられたものなんです。二

人や三人じゃございませんです。非常にたくさんです。

○野原委員 耳を傾けたということとは

何も話を聞いたということではないのであります。いやしくもそういう学者の意見にあなたが耳を傾けたという限りは、とるべきものは取り入れなければならぬという要素が当然入ってとなければいかぬわけであります。あなただけは良識がおありでございますから、このくらのことはおわかりであらうと思う。そこであなたはあらゆる学者

の意見に耳を傾けたのだ、こうおっしゃいますのでお伺いいたしますが、一体それらの学者の意見のどういう点を具体的にあなたの文教政策にお取り入れになりましたか、これをお聞かせいただきたい。答弁をそらさないようにしてもらいたい。

○清瀬國務大臣　一人や二人なればとの人のおっしゃるとれと、この人のとれと言えますけれども、たくさんの方が、問題がまたたくさんあるですね。

各条ごとに問題です。その総合的判断を下すためには、これらの人から聞いたことは意識的無意識的に私の判断の材料になっておるものであります。私

はほんとうにものを研究、勉強するためには労を惜んだことはござせん。一々だれから聞いたということ覚え、ておらぬけれども、それが私の先人知

識になって結果が出るのであります。あなたも教職の御経験があまりのようですが、それが心理学の教えるところでしょう。

○野原委員 あなたはこの場所で学者のお名前が言えないようでございまするが、やがてよく調査をしてから申し上げるということでありますから、

次会の文教委員会にはあなたに耳を傾けさせた学者をお示し願いたい。あなたがただいま発言したのでございます

から、そのことは履行してもらわなければ、私どもはこの審議はできぬのであります。

そこでさらにお尋ねしたいことは、この教育委員会法の改正法案を支持しておる学者は今日という学者でございませうか。当局からどういう学者が今日あなたのお出しになっておるこの法案を支持しておるのか承わりたい。

○酒藏園務大臣 この法案を作る前に聞いておきますけれども、だからこの法案を支持なさるかどうかは、これはわかりません。それからして私たもの私談でありますから、だから聞いたというのを発表するのが適当でないかも知れませんが、みな表にして

出すといふことは、ここでお受け合ひはできません。現に教職に属しておられる方がこう言われたなんといふことをすつば抜いて悪い場合もございま

す。ですから、私と対談した人の名前を
一々あげるといふことはいたさない
かも知れません。

○野原委員 ただいまの答弁は重大で

あります。私はこれは委員長にも要望したいのですが、あなたはどのような学者の意見に耳を傾けたかという私の問いに対して、今ここでは答え

ることができないから、やがて答弁するとあなたは言った。それをまたあなたは取り消そうとされている。マッカーサー憲法とまた同じわだちをあなた

たは歩とうとしておる。だからとういう……。「非常識のことを言うなよ」と呼ぶ者あり。非常識じゃない。答弁したときには責任を持たなければなら

ぬ。私はそういう態度で文部大臣がこの審議に臨むならば、私どもとしてもまた考えなければならぬのでありま

す。速記を調べて、あなたが発言した通りのことは次の文教委員会に必ず提出されんことを私は重ねて要求いたします。この要求に応じられない場合には、私どもとしてはこれは何らかの態度を考える、このことを申し上げておきましょう。そこで改正法を支持しておる学者があるかという私の問いに対しての答弁がありません。私の知る

本との教育関係の最も權威ある學者、あるいはその他私の知る限りの學者は、ことごとく問題点を指摘して反対をしておるのであります。地方教育行政の責任の地位ある教育委員だけではない、現場の教員だけではない、教育関

係のあらゆる識者が反対しておるから私はお聞きするのでございますが、ありませんか。大臣、あなたの改正案を支持しておる学者があるとすれば、何

という学者でございますか、その人々にもこの委員会に来ていただいて、いろいろ私どもは教えていただきたいと考える。どういふ学者がおありか、こ

れを承わりたいのであります。

○清瀬國務大臣　この法案を作るまでには二年間いろいろな人に会いましたのです。けれども、法案として公けに

国会で論議されたのはきのうのことなんです。そこで日本の学者が何人養成しておるか、何人反対しておるかということを言えとおっしゃっても無理な

御注文です。法案のメリットについて御意見を伺いたいと思うのです。それはどういふ法案もいいところもあればつまらぬところもあるのです。一個所

をとらえてかれとれ言うべきものじゃ
ありませんが、私ども覚派におりまし
た時分から、わが国の教育の現状をほ

んと心に配したのです。京都では旭ヶ丘事件もありました、岐阜の学校では万引が連続する。東京の学校では下級生をなぐりつけるといったようなことの原因はどこにあるか、これは教科書を調べてみれば誤りだらけだからです。一千三百六十箇所も誤りまっています。この状態を見て何ともできないというので、友人の知恵も借り、党員の知恵も借り、来訪者の意見も聞き、いろいろなことが重なり重なって知識となるのです。小学校の卒業生にこの文字を書いた先生を言えといっても言えはせぬ。たくさんの人から聞いて初めて一つの観念が形成されるのでございます。どうか一つ、そういうところにと拘泥しないで、案の内容についてのあなたの有力なる御意見をお聞かせ願いたいと思います。

○野原委員 それでは最後にお尋ねいたします。同僚委員がすでに質問したこととありますが、「文教政策の傾向に関する声明」この前文に「教育は時の政治の動向によって左右されてはならず、教育の制度と方針は政争の外に於いて安定させるべきだが、最近、文教政策の傾向はこの原則をあまりよく守るよう思われる。」という前文で、声明が突如私の目に今朝とまったわけでありました。きのう出されたようでありましたが、私はこの文教政策の傾向は、特に最近の清瀬文政は、自由民主党の文教政策といってもうらはらでありましたから、そうでありました方が、そういう傾向は、教育は時の政治の動向によって左右されてはならぬという原則を危うくしておる。最も政治上中立を厳守しておる日本の最高権威の教育関係の学者が声明を出しております。こ

の声明はきわめて重要でございますから、私どもは今日まで質問したわけでありましたが、なおここで委員長に要求したいことは、この声明を出されまして法政大学の大内総長、早稲田の大内総長、学習院の安倍能成学長、東京工大の内田学長、女子大学の磯山学長、一橋の上原教授、慶応大学の務台理作教授、これらの学者を次回の文教委員会に証人として喚問されるよう要求いたします。

○佐藤委員長 今の野原君の件についてはあとで理事会に取り計らってさよう考えます。

なお関連質問として高村坂彦君。

○高村委員 文部大臣の御答弁にもありまして、もうあまりつけ加えて申し上げることはございませんが、私はここでわれわれが、この法案を論議する態度につきまして、一言申し上げたいと思うのです。外部の有力な方の御意見がありましたことは、これは人によって言を捨てず、必ずしも大学

総長が言ったからということではなしに、いいことはどんどんわれわれがここで審議する上において、参考にする

ことはいいのでございますが、ただいまお話がございました中で、文部関係の委員会等に諮問しなかつたというようなお話も、あるいはそれを尊重しなかつたというお話もございましたが、これについて実は文部大臣が一つ落しておると思われまして、私が気がついたことを申し上げて御参考にしていただきたいと思ひます。それは昭和二十

六年十月三十一日に、これは特に教育委員会制度協議会として、教育委員会制度を専門的に協議して、文部大臣に答申をいたしておるのであります。こ

れは前田多門氏が会長になられまして、学者等もたくさん入っておられます。時の文部大臣の天野貞祐氏に答申をしてもらいますが、その結論は、地方教育委員会につきましては設置を任意とするということになっております。また公選制度につきましては、公選にすべきかあるいは任命にすべきかはついにその結論が得られておらない。どちらがいいか結論が出ておらないわけでありまして。従つてしかもその結論を出す場合に、結論が出なかつたのであります。むしろ任命制の方が一人多くなつております。六名が公選制で七名が任命制を主張しておるといふこともございますので、私は今回の法案がこういった文部省の諮問機関の諮問を尊重しておらぬということば言えないと思ひます。

○佐藤委員長 大臣のお答えは要りません。——なお関連して河野正君、簡単に願ひます。

○河野(正)委員 大臣の答弁を承わっておりますと、今度の改正法案につきましてはいろいろ人の意見を傾聴した、またいろいろの人々の陳情も尊重した、あるいはまた各種審議機関の意見も尊重したということと大臣は強調されて参つたのでございます。ところがきよの新聞を見ますと、中教審の会長でございます天野貞祐氏が、これは教育の根本をゆさぶるような重大な問題であるので、そういう問題にはやはり審議会に諮問すべきであると言つておられるわけでございます。そこで中教審に諮問をし、答申を得たのだ、それは十分尊重したのだというように

ことは——尊重したか尊重しなかつたということは別といたしまして、中

教審として任命されました委員の方々が、やはりこの問題はなお一そう慎重を要する、われわれとしてももっと深い検討がしたいという意思を表明されたのが、この新聞に出ております天野会長の談話であると思ひます。一度諮問いたしました答申案を尊重したとか尊重しないとかいった点は私は一歩退くといはしても、少くとも任命されました中教審の委員の方々のいふ意見によつて構成されました中教審というものの、こういった問題はわれわれの手によつてさらに一そう深い検討をしてみたいという御意思があることは今日の新聞談話におきまして明らかでございます。そういういたしますと、私もが一步退いて、第一回目の答申案を尊重した尊重しないということとは別といたしまして、こういう問題と審議したいという御意思というものは一向尊重されておらない。その答申案を大臣がそのまゝのみにするとおされぬとかいふことは別といたしまして、少くとも審議会として審議してみよう、あるいは検討を加えてみようといった熱心な意欲について、大臣は一向尊重されておらない。このことは今後教育制度の問題あるいはいろいろの問題が起つてくると思ひますが、そういう問題が起つてきます場合は、各種審議機関の委員の方々が諮問されます事項につきまして熱意を失する、意欲を失するといふことは、今後に重大な問題を残して参りますので、それに対しまして大臣の明快な御答弁をお願いしたいと思ひます。

○清瀬國務大臣 ちょっとあなたの質問の要点をとりかねましたが、これらの人に諮問しなかつたのは、意欲、熱心をそぐおそれはないかということでしょう。

○河野(正)委員 そういふことです。諮問するために国がこゝろをかけた機関ですから、諮問をなるべくいたし、その答申は尊重します。尊重という意味はうのみにするということじゃありません。反対でも——民主政治は反対は反対の意見として尊重するのです。そういう意味でございまして、委員諸君の意欲を減殺するなんということはとてもない話で、私はますます国のため教育のために、熱心に御研究を願ひたいと思つておるのであります。またこれらの九名または十名の学者の方々も、もしこの案がきまるまでにおつちやつて下されば、これもつしんで拝聴します。決してそれを退けることはいはしませんけれども、それらの意見はみんな聞いて、頭の中で一緒にして、一つの観念がでるのでありますから、その言葉の通り従わなかつたからといって、かれこれ言われちゃ、これは諮問機関とかあるいは忠告とかの趣意には反するのであります。

○河野(正)委員 大臣はただいま、十分尊重したのだ、しかし国会の審議というものがあつたので、うのみにしてできないというふうな話でございまして、けれども、問題は大臣がほんとうに心から尊重しておるかどうかということが問題でございまして。これは先般の臨教審の審議の際におきまして、私が質問をいたしました中で大臣が答弁されたのでございまして、その場合にも、中教審に諮問をしてお茶を濁すようなこととてういふ重要な問題を決定す

るわけには参らぬ、そこで随教審を設
定したのである御答弁がございま
した。もちろんこの問題は大臣が後ほ
ど取り消されなければいけません、そ
ういった大臣が中教審を蔑視する、中教
審の地位というものを非常に軽んず
る、軽視するというふうな態度がもし
今日もあり、そういうことを前提と
して、この中教審の答申案というもの
が尊重されるということになります
ならば、これはきわめて私ども納得が
いきます。問題は、大臣はいろいろ
尊重するのだ、傾聴するのだ、いろい
ろ意見は聞くのだとおっしゃいますけ
れども、ただいま申し上げますように、
今日のいような諮問機関というものを
非常に過小評価され、あるいは軽視さ
れ、あるいは蔑視される。今日までそ
ういった態度でございますならば、
何ぼそういった審議機関が熱心に審議
いたしまして、大臣が言葉ではいろ
いろ意を尽して、私は十二分に尊重い
たしますと言われましても、もともと
大臣がそういった審議機関を軽視され
ておる、あるいは蔑視されておるとい
うことになりましますならば、私が先ほ
どから申し上げますように、今後審議
機関というものは、ますますいろい
ろな審議の熱意を失うし、また意欲を
失って行く。これは当然考えられるこ
とでございます。そこで蒸し返すよう
で恐縮でございしますが、先般随教審
の審議の過程で仰せられました、中教
審というものはお茶を濁すような審議
機関であるというふうなお考えを今日
まで持っておられるかどうか。このこ
とはきわめて重大でありますから、あ
らためて御答弁願っておきたいと思
います。

○清瀬国務大臣 あなたの党派ではよ
く取り消し済みのことをまた呼び起し
てもう一ぺん議論されますが、(笑)言
葉は取り消したのです。取り消してお
るのです。それで今日は、委員会の答
申は尊重する。尊重しないと言ったこ
とは一ぺんもなし、また尊重せぬ心も
持っておられません。いわんやこの日本
の碩学大家、大学の学長なり教授なり
といったような人をだれが蔑視するも
のですか。尊重します。親切にして下
さっている。しかしながらときには良
業は口に苦しいということもあるのだ、
反対のことを答申して下さる。けれど
も反対のことも受けつこうだ。これを受
け取るのが民主政治家の襟度でござい
ます。

○河野(正)委員 大臣は取り消したこ
とだとおっしゃいますから、それは
一応私どもが一步退くといたしまして
も、今日の新聞に大臣の談話が出てお
ります。今日先ほどから問題とな
っておられます。いよいよ日本の学界の
権威者が声明されたことに對しまし
て、このような談話を發表されてお
ります。「子どものときに憶えた民主主
義一本やりで教育の中立性をウツン
するのならば、くなくものだが、」私ど
もきょう声明されました日本の権威あ
る学者の意見というものは非常に重大
な関心を持たなければなりませんし、
大臣も先ほどからこういって、碩学の徒
の声明につきましては十二分な尊重を
行いたいというふうなことを言ってお
られますが、この言葉の裏には、あた
かもこういって人々の御意見という
ものが、子供のときに憶えた民主主義だ、
そういう意味の談話を發表されてお

るわけでございます。そういったし
ると、先ほど私が申し述べましたよう
に、中教審にかけてお茶を濁すような
こと——これは取り消されたこととご
ざいますけれども、しかしながら本日
新しく、こういってたりつばな方々、日
本の最も権威ある学者の談話に對しま
して、子供のとき憶えた民主主義——
大臣は尊重する尊重すると言いなが
ら、こういってたような具体的に軽べつ
するような、蔑視するような言葉を吐
いて軽視されておるわけでございます。
この点はいかがでございますか。

○清瀬国務大臣 それ、何新聞ですか。
○河野(正)委員 これは朝日も毎日も
出ていますよ。読売も……

○清瀬国務大臣 談話を發表したとい
うことですけれども、一つのつづつた
正文を發表したというのじゃございま
せん。それからこのときはまだ——私
はテキストの確かなものを讀んだのは
けさです。そういうふうなニュースが
あったものと見えてまして、新聞記者の
方が電話でお聞きになりました。その
私に對する問いは、新聞記者自身の主
観が大分混つての問いであつて、私に
對して民主主義はどうのどうのという
ことをおっしゃつたのです。それから寝
しなになってからまた、記者の方が
二、三人、私は来客があつて、応接室
の次の部屋に来て、言っておられまし
たが、同じようなことを答えたのです。
この全体の趣意は、きょう申したことが
一番正確です。意味においては大体
似ておる意味ですけれども、私はこの
前段の民主主義尊重、これも讀んでみ
まして、一々お言葉について言つては
失礼ですから言いませんが第一段は、
教育の民主主義の根本は変えるべきも

のじゃないということ、第二段は、も
し改正の必要があつたらそれだけの機
関に問えということ、われわれは有志
としてこれを發表するのだ、こういう
三段であります。その正確なテキスト
を見たのはきさでございするが、し
かしながら私が先刻から繰り返してお
りますところの、民主主義教育の根
本は変えぬ、必要な改正は審議機関に
かけるというところは全く同意でありま
す。その通り回答しておる。平田さん
の問いに對して私が答えたのは、終
始一貫しておるのです。これが標準で
す。それで少し通俗には書いてござい
ますけれども、やはりこの趣意は似
たような趣意になつておるのです。民
主主義一本で、それはいいことなんだ
けれども、世の中のこととは複雑で、い
ろいろと一本調子にいかぬ場合もあ
る。それを一々考へて、教科書につい
ても、検定はどうするの、採択はどう
するの、価格はどうするの、民主主義
一本やりで何もかもやるというわけに
いきませんから、それでいろいろの法
規が必要なんだ、教育委員会について
またその通りで、大趣意においてはこ
の新聞にあるのと同じ相違はありませ
んが、私の根本思想はもうよくわか
り下さつたと思つたのです。「わからぬ、
わからぬ」と呼ぶ者あり。この声明の
前段の民主主義教育は変えるのじゃな
いということ。一々のことにつ
いて改正が必要ならば審議機関にか
けるということ、これはちつとも変
ておりませんよ。「かけてないじゃな
いか」と呼ぶ者あり。かけておるです。
中教審に教科書をかけ、また中教審に
教育委員会のことをかけておるの
です。答申その通りには、諮問委員会で

すから、いきません。私の政治行動を
バインドするものは党の機関のほうは
ありません。ほかには聞くということな
んです。諮問は尋ねるということ、諮
問機関の言うことをそのまゝに聞け
といつたら、国会は要らぬじやありま
せんか。民主主義にならぬ。この声明
は民主主義でいけという声明でありま
すから、あなたは諮問委員会の言うこ
とを聞かないから民主主義じゃないと
いうことは自殺論法です。

○河野(正)委員 私が質問いたしまし
たことに對しまして答弁がだいぶばか
されたと思つたのでございしますが、私が
質問いたしました趣旨は、尊重された
尊重せぬといふことがいろいろ議論に
なつておられますけれども、しかしな
がら問題は、今日、日本の権威ある学者
の方々が声明を出された。あるいはま
た中教審でいろいろと熱心な審議をし
た。ところが大臣がそういった学者の
意見なりあるいは中教審の意見を尊重
するにいたしまして——尊重した尊
重したとおっしゃいますから、尊重し
たといつたしまして、その学者の意見
をどう評価するか、あるいは中教審の
答申をどう評価するかというところが、私
は問題になつてくると思つたのでござ
います。そういう意味で、先ほどお茶を
濁すということを取り消したのだから
ということ、追及いたしません。が、
しかしながら本日新聞に出て参りました
ところの、子供のときに憶えた民主
主義一本やりでというふうな言葉を、
大臣が心の底で信じておられるとい
たしますならば、私は何ぼ学者の方々の
意見を尊重するといふふうにおつし
やいまして、非常に問題が残つてくる
と思ひます。そこで、新聞に談話が出

差し上げたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○平田委員 この提案理由の説明の中に「六・三制の実施、教科内容の改善、社会教育の振興等に漸次その成果をあげて参りました。」とございます。大臣の御説明を伺いますと、暴力教室とか旭ヶ丘とか、そういう問題はなはだ多いのでありますけれども、成果をあげて参つた、その成果について具体的な事例をお示し願いたいと思ひます。これは大臣にももちろんですが、ことに小、中学校などについての成果は緒方局長さんにお尋ねいたしたいと思ひます。

○清瀬國務大臣 そのことはたくさん
のケースですから、これも調べて報告
するのはいいかと思います。

○總務府委員 提案理由に述べてご
さいます教育委員会の問題についてで
ありますが、これは新しい制度のもと
にできました六・三制を確立いたしま
すために、教育委員会がすいぶん努力
をせられまして、その施設の整備ある
いは内容の改善等につきまして今日ま
で力を尽してこられたその業績は相当
多大なものがある、こういう趣旨でこ
ういふことはあつて、その地方でこ
ういふことはあつて、そういう機
能を教育委員会が今日まで果たして
きた、このことを提案理由として掲げた
わけでございます。

○平田委員 教育委員会の実情をい
るという検討をしておるということが
この提案理由の中に書いてございま
す。この実情もすいぶん慎重に検討さ
れたことと思つてございまして、それ
も、それについて大臣に伺いたいと思
います。

○清瀬國務大臣 それらも調べてお
答える方が正確でいいかと思ひます。

○平田委員 こういう教育上の制度の
大改革をしようという大きな問
題でございまして、私は十分に検討
されたことと思つてお伺いいたして
おるのでございます。

○清瀬國務大臣 ちょっと付近がや
ましくて聞えませんが、教育委
員会に關してですか。今まで不都合で
あつたような権限を言ひてみる、こ
ういふことでしょうか。

○平田委員 そうじゃないのです。教
育委員会の制度をここに改革されるわ

けでございまして、それについ
ては教育委員会の実情をいろいろと検
討されたことに書いてございまして、
それで教育委員会の実情を十分検討さ
れてこられた案が出たと私これを見て
思つてございまして、それと、その点
について私どもに御説明願ひたいと申
し上げておるわけでございます。

○清瀬國務大臣 現在の教育委員会の
制度で困つておることは、長及び議會
の方との調和を欠くということが困つ
ておつたこととございまして、もう一
つは、実際にこの中立の侵害という、そ
れほど大きいことではありませんが、
教育委員のうち半数以上が、ややとも
すると同じような登録はしてありませ
んけれども、団体系統に属されて、い
わゆる中立が侵害されはせぬかとい
う憂いもところによつてはあつたので
ございまして、それからまた委員が選挙
され、またかわるというのでは永続がな
いから安定性がこわされはせぬか、も
う一つは東京の府と、いふは文部大臣
ですが、それと地方の県の教育委員会
との間の關係が非常に薄弱でございま
す。それからまた委員と地方の委員
会とはこれは全く無關係な兩者對等の
ものになつてしまつておる。そこで國
民全体に對して責任を負ふという一
つの連携した教育ができるように、一
このころ各種の事件が起りまして、一
意的に聞くのであつて、向うの方から
必ず報告すべしというようなことは文
部省は言へないのです。この間の暴力
教室でも、出て行つて調査して、こ
うだといふ指導をすることが法規上非常
にむづかしいのです。そういうことが
ございまして、それで一体にしまし
やう。大体この四つの種類くらいの不便

を感じたのでございまして、初めはな
だ失礼いたしました。その事件を
一々言へとおつしやるので、調査して
申し上げると言つたのですが、大きな
事件は新聞に載つておるだけでありま
すけれども、なかなか各方面ではや
つておるものであります。

○平田委員 私の質問と大分違つた御
答弁でございまして、私はどうした大
きな問題につきましては、十分微に入り
細にわたつて御調査済みであると思
つたから同つたのでございまして、た
だその審議の過程におきまして中教審の諮
問をされなかつたというやうなことも
非常に残念に思ひますけれども、こ
に書いてあります提案理由の中に第
一、第二と書いてあります。それらに
ついて納得のいくやうな説明をしてい
ただきたいと思ひます。これはただ単
にこころで与党と野党とが審議をして
いただけでなくて、私もそこで論議
しておりましたことは、国民全部が耳を
傾けて聞いているのでございまして、
おありになつておるのではない責任が
おありになつておるののでございま
す。そういう意味で申し上げておるわけ
でございます。

○清瀬國務大臣 分析して言へば、今
のような四つ、または五つの欠陥がご
ざいまして、それが各地方によつて違
います。ことに地方教育委員会は全國の
町村にわたつてあることで、数千の教
育委員会の中には非常に理想的に円満
にいつているところもありまして、
そうでないところもございまして、ど
うして調査したかといへば、平生執務の
際に文部省で知り得ていること、また
私の方の党派はほとんど全國の選挙区
から代議士さんがおいでになりますの

で、いろいろと實際の経験も政務調査
会にお持ち込みになります。それらを
よく検討いたしましたして、日本の教育は
大體新教育として世間は歓迎している
のでありますけれども、しかしながら
いい裏には悪いところもあります。天
氣のいい日のおとには雨が降るやうに、
いろいろと改革すべきものもありま
しから、今にしてこれを日本的な、円
満な組織にする方がよからうという
で、先刻たとえで言質をとられたのは、
これもたとえで言質をとられたら困
りますけれども、いろいろの御意見を参
照してこの結果になつたのでござい
ます。

○平田委員 もう一つ、やはりこの理
由の説明でございまして、けれども、こ
に公けの機關やその他の機關または団
体からいろいろと意見を述べられてき
た、こゝろ書いてございまして、私不勉強
でございまして、ちよつとわからな
いのでございまして、この公けの機關、そ
の他の機關または団体についてお伺
いたします。

○清瀬國務大臣 少しわづらわしいけ
れども申し上げてみましょう。地方行
政調査委員会といたしまして昭和二十
五年に第一次の報告をいたしております。
地方行政調査委員会といたしまして
が二十六年度の九月に第二次の報告を
いたしております。教育委員会制度協議
会——これは今高村さんのおつしや
つたもので、二十六年度の十月に答申
をしております。政令改正諮問委員会
が二十六年度十一月に答申してござ
います。これは今回の案と非常によく似
ております。中央教育審議会が二十八
年度の七月に答申しております。地方制度
調査会というのが二十八年度の十月に調

査しております。それから全國知事会
会長と全國市町会の会長と全國町村会
の会長です。それが二十九年度の十二
月に要望書を持つてきております。そ
れから全國知事会と全國都道府県会
の議長といたして三十年の九月に意見
を出しております。それから全國町村会
がこれも三十年の九月に意見を出して
おります。それから全國市長会とい
うのが昭和三十年の十一月に要望書
を出しております。全國都道府県教育委員
会の委員協議会といふのが、三十年の
十一月に基本的態度をきめたとい
つて、私に面会をされたときに受け取
つております。全國地方教育委員会総
起大会といふのが昭和三十年十二月に
宣言書を持参されております。団体と
してはおおむねこゝろいふものでござ
います。これらのテキストも一べんお目
にかけます。

○平田委員 これらの委員会やそれか
ら今までのいろいろおつしやいましたよ
うな公けの機關やその他の機關から、
いろいろな答申がなされておつたと思
うのでありますけれども、それはもう
すでに二十七年から出ておるようござ
います。これらの答申につきまして、
今までこれがそのままにされておつた
のかといふことについては、私はこん
なふうに考へておるのです。これが取
り上げられないで、現行制度がた
だいままで来ておつたといふことは、こ
れは一方的な主張によつて軽々しく教育
行政制度というやうなものが改廢さ
れるべきではないという公正な態度が政
府なり文部省なりにあつたのだ、と私
は大へん善意に解するわけではござい
ませんが、この点については大臣い
かがでございまして。

○清瀬國務大臣 おそらくは政治家に
おいてもまた文部省の官吏におきまし
ても、教育のことを諮問があつたから
といつて、すぐ軽々に翌日改正するこ
とはよくないと考えたのでありまし
う。しかしながら終戦後の教育の組織
はみな法律でできておるのです。法
律改正を要しますから、諮問が出まし
てもすぐその翌日に——昔は勅令でし
たが、政令で変えるというわけにもい
かず、たまたまたつて今回のこの法律
の改正案を出すという、こういう経過
になつております。

○平田委員 きのうの委員会でも承わつ
ておりますと、大臣は、今度はいろいろ
なる悪い点を改正して非常にいい案が
できた、これで理想的だと大へんお喜
びになつていらつしやいましたようで
ございましたけれども、これは賛否両
論いづれも十二分に慎重に研究なさ
いまして、改める方に重点を置かれたの
ではないかというふうに思つたのでござ
います。この点につきましてはまたむ
し返すようになつて恐縮でございます
けれども、中教審もあり、ついでこの間
また臨教審もできたのでございます。
その諮問のことについて、また前と同
じようなことを何へんも繰り返すよう
になります、都合のいいときは臨
教審もお作りになる、都合の悪いとき
には諮問もなさらないというのでは、
私は全く御都合主義の文教政策である
というほかないと思つたのでございま
すけれども、これで一体教育の中立性を
強調なさる御資格があらになるかと
うか、疑問に思つたのであります。

○清瀬國務大臣 文部大臣が御都合主
義で教育の中立など言う資格はないと
いうおしかりを受けましたが、まあ浅

学非才でありますけれども、十二分に
注意いたしまして——今回の法律がで
きまして、法律は死んだものなんだ
す。これを運営するについては、非常
な英知と努力と勇氣が要ります。一時
の間、世間の非難に屈するようなどでは
とてもできないのであります。私も文
相の地位にある以上、万事を放擲して
日本の文教をよくしたいといふと考へて
おります。委員会のことについては、
中教審はやはり存続するのであります
から、この新たな制度についても、中
教審のお知恵を借りてよく運営してい
きたい。ただ教育のことは、ほかのこ
とみたように法律ができたならば魔術
のようにびしゃつと一ぺんによくなる
といふわけにはいかない、子供を養つて
いかなければなりません。一年、二年、
五年、六年というようにいくのですか
ら……しかし、皆さんの御丹精でこ
の教科書と教育委員会法が通過してよ
くなつていくと、五年ならずして日本
の教育はずつと新たな芽を吹いてくる
のではないかと、こういう望みを持つて
おるのであります。

○平田委員 今、大臣は浅学非才だ
なとおっしゃいます、私何だか當て
つけられたやうで、大へん人間がひが
んでくるやうな気がいたします。もつ
とすなわち——大臣は憲法学者でもお
ありになりますし、もう個人酒類博士
としては私大いに尊敬しておるのだ
から、浅学非才などと申されますと、
何だか私質問ができなくなつてしま
うのでございませう。教育委員会の制度
は、要するに教育行政を政党政治とい
う機構のもとで、教育をできるだけ中
正に保つて、どうにかして国民の生活
に密着させていこうとした制度でござ

いますけれども、このたびの法案が
提出されますと、何かしら上の方から
統制に従えやういふ制度に持つて
こられた。これを言葉をかえて申しま
す、国家統制の復活といふやうな意
味にとれるやうでございませう。きょう
の諸君もそうですが、大きな活字で出
してあります。大臣の御説明を伺つて
おりますと、民主主義は尊重する、そ
れから審議会の意見も十分に聞く、二
年間もかかつて慎重審議したと申し分
のない御答弁でございませうけれども、
世間が、世論が、なぜかういふやうに
国家統制の復活の傾向があるといふこ
とを言つておるか、その点御釈明な
さつたら大へん御都合がいいのではな
いかと思ひます。

○清瀬國務大臣 今まで申したとと
重複のおそれもありますが、あらため
て申し上げます。
この教育委員会をどういふふうに任
命にしたことは、民主主義に反し、中
立を脅かすやうに外見上ちょっと見れ
ば見えるのです。ところがもう一つ、
お互いによく考えなければならぬこと
は、日本は二大政党主義でいこうとい
うかたい決心をしておるのです。あな
たの方もその通りだらうと思ふ。今過
程中ですが、しまいには各町村に至る
まで私の方の政治の主張は行き渡るの
です。あなたの方もきっと社会主義政
党が発達なさることと思ひます。そう
いうときに、教育委員会を直接選挙に
しますと、選挙は勝つが目的でありま
すから、五人のうち三人あるいは四人
も独占する党派ができるのです。そう
いうことになつたら教育の中立は危ぶ
まれるから、それよりは同じく選挙に
よつた町村会議員と村長が寄つて相談

をして、同じ党派は二人しか認めぬの
だといふ原則のもとに、人格高潔な人
を選ぶといふことで、日本の教育が守
り得られると考へてゐるのです。
それからこの案では、上の方といひ
ますけれども、やはり教育長の関係で
果と渡りがつくやうになつておりま
す。また果の教育長は文部省と渡りの
つくやうになつておるのでありますけ
れども、しいて昔の官制行政のやうに
上命下従といつたやうなことはいたし
ません。援助とか補助とかいふのがも
とでございませう。教育は地方分権とは
申しながら、国民全体に対する責任を
負ふといふのでありますから、地方々々
で別のことをやつてもならつたら憲法な
り教育基本法の趣旨に反しますから、
總やかに日本全国一つのエンティティ
として運ぶようにしたい、とういふ主
張でありまして、これを誤りなく運用
することによつて日本の教育が改善さ
れることを心から希望いたしておるの
でございませう。

○佐藤委員長 午前中の会議はこの程
度といたし、午後は三時三十分より再
開いたします。
これにて休憩いたします。
午後零時三十分休憩
午後五時一分開議
休憩前に引き続き会議
を開きます。

○佐藤委員長 質疑を続行いたします。平田ヒデ君。
○平田委員 今度の改正案につきまし
ては、教育行政の運営が中正かつ円滑
に行われることが必要であるといふ御
説明でございましたけれども、その中
で中正といふことと公選との関係があ
ります。たゞたび大臣から御説明がご

さいましたけれども、中正に行われる
ためには任命制にすることが最も妥
当だと考へるという御意見でございま
した。けれども、私思ひますに、任命
された者が一方的色彩の濃い者にな
らないといふ保証はどうしてできるか
といふこととでございませう。先ほど配
慮といふやうなこともおっしゃつていま
したけれども、その保証がどうしてで
きかといふことです。任命されたとき
はたとえばそうでありまして、やは
り人間の考えといふものは変るじやな
いかと思ひます。ことに私は地方自治
体の長といふものはなかなか一方的色
彩が強いのではないかと考へるもので
すから、ちよつと念を押しておきたい
と思つたのでございませう。

○清瀬國務大臣 教育委員会の委員一
人一人が中正、公平に仕事をすること
は、非常に必要などございませう。
それが直接公選の場合と今回のやうな
場合と、どちらがいいだらうか、非常
な研究問題です。物には一得一失があ
りますから、公選の場合だと、選挙であ
りますから、あつてはならないことで
ありますが、選挙民に無理な約束をす
るというところもあり得ることとでござ
います。今回のやうな場合にも、むろん
ないとは言へません。しかしながら、
任命制で不正なことをいたしますと、
罷免の手続というのが備わつてお
るのです。でありますから、民主主義
の本旨といふことも大きな原理であり
ますけれども、教育の世話をするとい
ふやうな場合には、議会の同意と長の
めがねで人格高潔な人を選んで、不正
なんかはめつたにあらはしませんけれ
ども、罷免権があるといふこととそれ自
身で公正が確保されはしないかといふ

ように私は推理いたしておるわけであり
ます。

○平田委員 その申請はされるであり
ましようけれども、たとえばある人が
問題だというような場合に、結局市町
村長がこの申請をするわけでございます
すね。この人間は初めはよかつたけれ
ども、どうも教育委員として思わしく
ないという場合その罷免をしたいと思います
という申請と申しましようか……。

○清瀬國務大臣 罷免のことは町長が
勝手にやるのではなく、やはり議会の
同意を得まして、議会の議員何十の目
でにらむことでございますから、不公
正なこともあるまいか、かように思っ
ております。

○平田委員 その議会でございませう
けれども、議会にも政党色がなかなか
ございますから、そういう場合には政党
色というものはなかなか拭拭できない
と思うのでございませうけれども……。

○清瀬國務大臣 その心配もないこと
じゃございませうけれども、単に独任
制の人が一人で昔の庄屋、大名のよう
にやると違つて、会議にかけるとこ
である。民主主義をとつた以上は、や
はり議会の信用するのほかになからう
か、かように考えておるのでござい
ます。

○平田委員 その任命というところで
ございませうけれども、今のようない
心配もあるといふことは大臣も認めら
れておるわけでございますけれども、市
長の独裁になるような形になりはしな
いといふ点も考えられると思うので
ございませう……。

○清瀬國務大臣 独裁にならないよう
に議会の同意を得ますから、議会の
同意を得てもなおも独裁ということに
なると、これは政党政治の利と害の伴
うところで、民主政治になった以上は
それ以上どうもいたし方がないじゃあ
りませうか。こういうふうに考えてお
ります。

○平田委員 たとえば政党内所屬して
いる人が任命直前に離党するという場
合もあるかと思ひますけれども、こ
ういふ場合はいかがでございませうか。
○清瀬國務大臣 離党すれば、やはり
法律としては、政党内じゃないという
ふうにならねえです。しかしながら実
際問題としていうわけだけの離党で、心
のうちは政党内だといふようなことで
ありますと、やはりこれを採用するこ
とに落すといふふうなことがあり得る
ことと思ひます。それは適否のメリッ
トの問題になつてしまふのであります。

○平田委員 ただいままでの公選に
対する議論は、いわゆる選任される人
物の側のみからの議論であつたと思ひ
ますけれども、そういういたしますと、
住民の立場からはどうお考えになら
れますか。

○清瀬國務大臣 公選制の委員を公選
する場合の有権者と同一有権者が町
村長を選んではおります。また同一
有権者が町村会議員を選んではござ
います。二つの民選議員が相談すれば、
直接選挙になつても民主政治の趣意は
そこで貫かれておる、かように考えて
おるのでございませう。

○平田委員 同じようになるとするな
らば、別に任命制になつてもいいの
じゃないかと思ひます。

○清瀬國務大臣 それが、きのうも申
しましたように直接公選にしますと、
五人の委員ですから一党派が三人と
なるといふことは容易なことなんです。
そ

こで、この村は社会党が勝ちになつ
た社会党の委員会、こちらの方は私
どもが勝つた自由民主党の委員会とい
うように全国はばらばらになります。し
かし委員会は国民全体に対して責任を負
えといふことだから、やはり同じよう
な立場の人が三人とは集まらぬとい
う限定をこしらへて任命する方が、一
方に片寄らぬでよろうという趣旨であ
ります。

○平田委員 私がお伺ひしております
のは、選挙権を持つておる地方の住民
は、任命制になつたらどんなふうにか
えるかといふことでございませう。大
臣も、その地区におきましてはやはり選
挙権を持つて、今まで教育委員を出し
ておつたと思ひますけれども、地方の
いわゆる当りまえの選挙権を持つてお
る人たちは、自分が教育委員の選挙に
タッチできないのだといふことで、一
体どんなふうにかへるかとお思ひにな
りますか。

○清瀬國務大臣 これは選挙民自身の
判断によるのでありますけれども、私
ども多数の代議士があつて、みな選挙
民と密接な関係を持つております。そ
れでそれらの人の判断によれば、選挙
をやめるといふのはちよつと民主主義
に反するように見えるのですが、よく
掘り下げてみますと、やはり直接選挙
で学校に關して独裁といふ言葉が惡
いのでございませう、一党がシューレ
マシーを持つような委員会を作らない
で、やはり同じ立場の者を半数以上は
とらぬといふ制限——選挙は勝ちほう
だいでございませう、選挙ではそういう
ことはできません。だから任命制にして、
そういう制限をして、人格高潔で教育
文化に識見のある人を探して、仲よく

同意した者で委員会をやつてもらおう
という方が穩健着実だと皆さん思つて
下さるとお思ひます。きのうあつた
大学の先生の声明などというものは、
選挙しなければ民主政治じゃないとい
うごく根本の原理だけをおつしやつて
おるのです。よく村の教育といふもの
をお回りになつてごらんになります
と、私はこちらの方が賛成が多いと
思つておるわけでありませう。

○平田委員 私は選挙するといふこと
によつて、教育に対する責任と関心を
強化することになるのではないかと
いふことを考えるわけでございませう。
○清瀬國務大臣 それはごもつとも
です。戦後というものができて、教育
委員会の選挙をやりましたといふこと
で、村の人が教育といふことに興味を
持つたといふことは事実です。しかし
ながら、何といつても自分の子供の通
学しておる学校のことでありませうか
ら、これからの教育委員の選挙をや
めまして、村の者はその学校を非
常に大切にするだろう、かように私は
考えております。

○平田委員 特に市町村の選挙で
ございませうけれども、一般の市町村
の議員にはなりたくない人でも、私の
知つておる範囲では、教育委員にな
らうといふ考えを持つていらつしや
る方がずいぶん多いといふことを私は
よく存じておりますので、今のいわ
ゆる日本の教育の民主化のためには、
こゝろの意味からも、公選の制度は必
要であると思つておるわけでござい
ます。ことに教育といふ問題は、ほか
のいづゆる自治体の事務とは違ひま
して、その範囲も広いし、住民の生活
意識と直接に結びついておりますので、

これを任命するようになりませうと、
教育に対する熱意といふものは半減さ
れるのではないかと、いわゆる教育委員
は選ばれてこそ權威があるのではない
かといふふうにかへるおそれあり
ます。

○清瀬國務大臣 御指摘のような、
村會議員などになるのはごめんこうむ
られけれども、教育委員ならやってみ
ようといふ特殊な方はございませう
と思ひます。任命の場合であつても、
やはりその点は存外小さい幅です。自
然任命の場合にはそういう人を任命す
る。選挙のような俗事をわづらわす
ずからわかつてくると思ふ。自然任命
の場合にはそういう人を任命する。選
挙のような俗事をわづらわすずから
わかつてくると思ふ。自然任命の場合
にはそういう人を任命する。選挙のよ
うな俗事をわづらわすずからわかつ
てくると思ふ。自然任命の場合には
そういう人を任命する。選挙のよ

○平田委員 いわゆる選挙に対する
ところの弊害といつたようなことは、
これは一般に公職の選挙の際の選挙
運動についていろいろ弊害があると思
ひます。これは一般の場合について
言へること、教育委員の選挙だけに
ついてばかりは強調できないのではな
いかと思ひますが、この点について
お考えを承りたい。

○清瀬國務大臣 それは選挙につき
ましても、どの選挙についても弊害が
ございませう。しかしながら同じ弊害
でも、教育について今あるところの
選挙の弊害なるものが入り込むとな
おしい。教育は純粋なものである、
中立的なものである。そこへい
く弊害ですから、同じ弊害でも、
なおさら結果たるや重大と思ひ
ます。あるいはいづゆる、供
給、そういうふうなことで教育が
動くといふことは嘆かわしいこと
であります。

○平田委員 この点についてであります。現行の教育委員会法が公布に際して、これは昭和二十三年の七月十五日に次官通達が出ておりますけれども、これをちよつと読んでいただきたいのでございます。

○地方府委員 ちよつと今次官通達の文面をここに持っておりますので、取り寄せてお示しいたします。

○平田委員 それを読んでいただかないと次の質問に差しつかえますので、一応質問を中止させていただきます。

○並木委員 その間ちよつと質問させていただきます。

○佐藤委員長 並木君の発言を許します。

○並木委員 清瀬文部大臣は、今度の法案の提案理由の一つとして、都道府県理事者、市町村理事者と教育委員との間の調節をはかることを目的とすると言われております。確かに市町村長と教育委員との間ではいろいろ問題があつたことは事実でございます。ただ大臣がお考えになつてゐるのは、調節という言葉の中に、大した問題でないというふうな受け取れる節があるからお尋ねするのですけれども、私はやはり、今まで二本立てであつたものが今度は一本に吸収合併される、そしてその責任者が市町村長であり、都道府県知事になるのだというふうな考へてゐるのですけれども、それほど深刻なものであるとはお考へになりませんか。どうか。つまり今までは行政事務、教育行政を除くものを都道府県知事及び市町村長があつて、教育行政という大きな場面はあつて教育委員にあつたという二本立てであつたと思つたのです。さればこそ教育委員の選挙のときに、

教育知事あるいは教育市町村長を選ぶのだといつて啓蒙運動が行われたくらいでございまして、この二本立てが今度一本になつて、しかも教育委員が理事者のもとに属する形になるというところに大きな変革があるように受け取れるのでございまして、大臣はそういうふうにお考へになりませんか。どうか。

○清瀬國務大臣 調節と言わずに、私は調和という言葉を使つてゐるのです。もとからありました地方の町村長、それからそれを議決する町村会、この一本の筋のほかに、もう一つ執行機関として、二本じゃなれないことなんです。が、合議制の執行機関としても一本教育委員会というものがあつて、今まではその教育委員会が独自で予算の提案をする。そこで世間では二本立て予算といひますが、そういうものが出てくるといつたやうなことが、それから学校の財産は町村の有力な財産なんです。これを今までは教育財産といひつて、取得も処分も教育委員の方でやつておつたのです。一つの法人で二つの代表があつたのです。その調和といふものは、法律がそうなつておりまして、もともと平和でないかの村でも、やはりその間に人間のすることですから、相剋摩擦なきにしもあらずで、これにこれが府県の階級になりますと、だいたい問題を起した実例もあるものであります。今回は一つの法人には一つの代表系統を作つていこう。しかしながら、予算を圧迫しないように、予算を作る前には町村長の側では委員会の意見を聞いて調節してやろう、こういうやうな工夫をこらしてみたいのでござい。人間界のことですから、理想的

にいくかどうかわかりませんが、もとよりはきつとよくなると私は見ております。

○並木委員 二つの代表があつたといふことは大臣も認められております。それを今度一つの代表にするといふことはやはり私としては大きな変革であると思つたのです。大臣は必ずやうなところの確信でございまして、その点はいひのでございまして、ただ問題は、今までは教育行政という市町村によつては半分以上六割を占めるやうな大きな行政事務を担当しておつた教育委員会というものが、一つの代表である市町村長のもとに属するといふことになりまして、ここに大きな問題が出てくるのです。それはこの前の選挙で選ばれた都道府県知事及び市町村長といふものは、教育行政を除いた残余の行政を担当せしむる意味において選挙が行われたわけですから、今度の法案が通りましますと、教育行政を吸収して一本になるのでありますから、この前の選挙で都道府県知事、市町村長といふものを投票した、その投票の内容が変つてくるのじゃないか。もし教育行政をもこの人に担当せしむるのであるとするならば、私はこの市町村長に投票しなかつたという人が出てくることも考へられる。つまり教育委員会の方で教育の方は一切切り盛りしてくれるのであるからという安心のもとに市町村長を選び、都道府県知事を選んだという人もすいぶんあるかと思ひます。そういう意味で私はこの大きな改革をやられる以上は、この際都道府県知事及び市町村長の選挙をやり直すといふことがほんとうの民主的な選挙のあり方ではないかと思つたのでございまして

れども、大臣いかがでございませうか。

○清瀬國務大臣 非常に潔癖にいへばそういう理屈も立つたのです。選挙以後に於いて選挙された議員の権限がふえたりまたは減つたりすることがござい。その実例は多々あるのであります。しかしながら元のところは、町村長が町村の首長で町村の行政をやるといふことには変わりはないのでありますから、町村長の権限がいささかふえ、また減つた部分もあります。権限の幾分の出入りがありましても、根本からこの案を実行するために町村長の選挙をやり直すといふくらい潔癖にやらないでもいいのではないか、かように思つております。

○佐藤委員長 並木君いいですか。それではあとにして、緒方初中局長。

○緒方府委員 先ほど御要求のありました昭和二十三年七月十五日文部次官より都道府県知事に對します書面でありまが、ちよつと読み上げます。

教育委員会法の施行について。

本日、法律第七十号をもつて、教育委員会法が、公布施行されることとなつた。

地方の教育行政は、明治二十一年、地方制度の創設以来、地方行政の一環として、その制度と機能は、世局の進運とともに発達し、教育の普及と向上に貢献するところまことに大であつた。

新憲法は、民主政治の確立をめざし、地方自治の本旨を明らかにし、更に教育基本法においては、教育の国民全体に対する直接責任の原則を掲げ、教育行政の使命とその任務を規定するところがあつた。教育委

員会法は、この新憲法及び教育基本法の精神にのっとり、公正な民意により、地方の実情に即した教育行政を行うために、教育行政の民主化を図り、地方分権を徹底し、もつて教育本来の目的を達成することを趣旨として制定されたものである。

特に、従来わが国の地方教育行政担当の中心であつた都道府県知事又は市町村長に代つて、地方住民によつて直接選挙された委員をもつて構成される教育委員会が、その行政の衝に當ることとなつたのは、わが国地方教育行政制度の根本的改革であつて、ここに地方教育行政の画期的民主化が達成されることと、教育行政の一般行政より分離による教育の自由性の確保が企図されたのである。かくて教育委員会の使命は、まさに重大であつて、その委員の選挙に當つては、地方住民において、新制度の精神を深く認識し、公正有為な委員が選出されなくてはならぬ。この委員の選出いかんは、今後の地方教育の興廢を左右するのみならず、更に新國家建設にも影響するところまことに大であるから、地方行政の運営及び指導に當る職員は、よろしく教育委員会法制定の本旨を体し、教育委員会の成立に格段の努力をいたされるところに、新法の精神をよく地方住民に周知徹底せしめ、住民相率いて地方教育行政の振興に最善の努力を尽すようねがつてやまない。

追つて実施に必要な政令も近く公布施行される予定であるが、管下各市町村に對して関係事項を漏れなく

示達されるとともに、これが周知徹底については、特に適切な措置を講ぜられたい。

右命によつて通達する。

○平田委員 だいたいお読みになった理論でいきますと、公選によらない教育委員制度では教育の自主性を確保するのにおぼつかないというようになるわけでございますけれども、それに對して大臣の御所見を承わりたい。

○清瀬國務大臣 公選によらなければならぬとはこれも書いてございませんで、やはり公選にかえて、公選された地方議会が承認、同意を与えて町村長の任命によるということでも、この通牒の趣意はよく貫き得るものと思ひます。

○平田委員 なかなかたい信念で任命制を支持していらつしやいますので、公選制の質問はこれでやめますけれども、教育委員会と自治体とがいわゆる円滑にいかねばならないということについてもう一度伺ひたいと思ひます。

この前の同僚の質問にもお答えになつたと思うのでございませうけれども、この円滑ということについてでございます。なるべくわかりやすく御説明願ひたいと思ひます。

○清瀬國務大臣 前にもお答えしました通り今度の制度では民主的に選ばれた市町村議会、こういうことでありますから、われわれの党派の系統の者も社会党の方もあられると思ひます。それが混同してこれがよからうというので、一緒に同意を与えて、村長さんはおそらくは地方の名望家でありましようが、それが任命する。ただ任命といひましても、昔の官僚任命じゃござい

ませんので、村長が任命するということとで一組の教育委員というものができますれば、これが仲よく村の子供のための最善の教育行政をする。そういうことであるならば、運営はおのずから円滑にいくのではあるまいか。ことに今あなたがおっしゃつたような教育委員ならやつてみようといつたような志望者があれば、おのずからこれも採択されることと思ひます。人格が高潔で教育文化に識見あるという者を村じゅうで——今度の村はだいたい大きくなりまうから村じゅうで選ぶ、村じゅうでなければよそからでも頼んでくるといふようなことになれば、きつとそれはよくなりますよ。世の中のこととは慣行ということもありますから、いい慣行を持つてきて、教育委員さんといへばどこへ行つても敬意を払うようなことになつていただきたい、こういう考えであります。

○平田委員 その点は何べも伺つておるのでございませうけれども、人格が高潔で識見が高い、一体その基準はどこに求めたらよろしうございませうか。私はただ一般にあの人はよさそうだとする線で行くような気がするのでも、ございませうけれども……

○清瀬國務大臣 同意を求める際には、おそろくその人の前歴、性向その他のことを調べて議事に報告し同意を得られることと思ひます。これは前の問に對してのお答えであります。選挙をしますとお互いに競争します。ね。はなはだしきは同党派の者でも競争するのです。そのうちには競争意識は薄れますけれども、選挙で血みどろにやり合つた者を五人そこへ置いて初めから円滑ということは大体むずかし

いのです。半年、一年すればいい教育団体になりましようけれども、今言った人格高潔な人を選んで初めからこのチーム・ワークでやつてくれという方が、円滑の方としてはその方がいいのじゃないか、もつともものには利弊がありますから、一がいにそればかりがいいというわけにもいきませんけれども、お聞きの円滑ということならば今度の方が円滑にいきやせぬか、かやうに考えております。

○平田委員 私が答えをこういふうにということとを要求するのはまことに勝手な考え方でございますけれども、私はこういう実例を知つておるわけでございます。いわゆる教育委員会と地方団体とか今並行しておる形でございます。それで二人の村長さんが、公開の席上などではどつちが上席にすわるか、そういったふうな、私も考えますとそんなことはどうでもいいと思ふのでございませう、そういった問題がなかなかあるらしいのでございませう。

これは要するに民主的な政治や行政にまだ未成熟な結果だと思ひます。これを取り上げて改正するということよりも、これをだんだん練つていく、訓練していくことが必要なのではないか、私はそれがほんとうに教育というものではないか、その人めいめいの持つておる心の中によいものを伸ばしてい、いわゆるエデュケーションが教育であります。引き出していくのであります。これは子供ばかりでなくおとなの世界にも必要だと思ひわけでございます。要するに、公職につきますと何か権勢的な地位についたと心得ておる、まだまだそういう古い意識がどうしても心の中にあるわけでございます。

す。残存している。これを取り除いたときに私はほんとうに明るい文化国家、いわゆる民主的な国家ができ上がるのではないか、こう思ひわけでございます。私はそんなふうなことをお聞きす。ちよつと文部大臣の御答弁と違ふのでありますけれども……

○清瀬國務大臣 お聞きの前段の教育の制度は、おのの練り合つて進化すべきものだといふことは全然同意でございます。今まで直接選挙をしておつたのを、間接に、直接選挙の人の同意を得て一つやつてみようといふことはやはり一つの進歩でございます。すなわち教育行政が日本的に練れていく過程でございまして、きつといひ結果を生ずるに違ひない。ちよつと一目で見ると、選挙を省いたのだから非民主的だといふふうに大学の先生方はおっしゃるけれども、ほんとうに現実を見たらこの方が民主的でない委員会ができませんよ。それを私は考えておるのでございませう。

○平田委員 まことに御信念がとうございまして齒が立ちませう。そこで一つ実例を申したのでございませうが、土浦の市長選挙で二人の候補者が市長を争つたわけでございます。御存じの方がいらつしやと思ひます。一人は何かと虎之助、一人は牛之助さんで、その牛之助さんと虎之助さんが争つて結局虎之助という方が当選しました。そうしましたら、そのために牛之助さんが次の選挙の妨害を今しているという実情でございます。こういう市長さんによつて任命制が行われたといひましたら、これはどうなるのでございませうか。

○清瀬國務大臣 土浦の市長さんの人となりとは私存じませうから、具体的に何とお答えできませんけれども、大体私も東京に住んでおりますが、今でもいなかでございますと町長さん、村長さんといふのは大抵地方の有力家、名望家の方が多いのです。村民に恨まれて仕方がない、ごろつきだといふような村長はめつたにございませう。世の中はいろんなケースがありまうから例外もございませうけれども、大体村長さんは村一流の方であります。村会議員になると党派でたぐさの人が出ますから、これも選挙の結果は尊重しなければなりません。だけれどもこれについては多少村に寄付をしておるから議員になつてみようといふような方も率直にいつてなきにしもあらずです。しかし大体この情勢で選挙の結果を信用しまして村長さんが発令され——発令といつてもそれまでにはいろいろ調査で人格のことも、あるいは失礼だが資産のことも、いすれ委員会の手当は安いのですから、これにけるだろつかといつたようなことも調べて、本人の内情もちよつと得て、そうして議会内の両派にこれはどうだろつといつて指名したら、私は相当の結果が得られるのじゃないだろつかと思つておるのです。小さい選挙区ですから直接選挙でそでたき合つた者が五人出てくるというよりこれがよろございませう。

○平田委員 何かいろいろなごたごたを避けるために、そういうものをよけて通らうといふようなお考えがあるように私思ふのでございませうけれども、あえて困難を乗り越えていくところに私は進歩があるのじゃないかと思ひます。いかがでございませう。

○清瀬國務大臣 進歩は必ず困難を乗り越えなければなりませんので、私もがこういふ立案をするのも皆さんの御検討を経て、非常に困難を乗り越えつつこの法案の通過をはかっておる次第でございます。

○平田委員 ほんとうに齒が立ちませんから方向を転換いたします。私これをちよつと見たのですが、西欧諸國の教育委員会制度のあり方を伺いたいと思います。

○清瀬國務大臣 そのことはきのう御要求がありまして、印刷をして一両中にお手元に差し上げます。

教育委員会、ボード・オブ・エデュケーションというのは大体一番古くはイギリスから始まつております。アメリカあたりで民選のところもありますし、やはり任命のところもございます。歴史を調べると、村長あるいは村會議員よりも教育委員会の方が先にできてゐるところがあるのです。そういうところはおかえつて二通りになるようになっておりますが、文部省でも調べておりますから、御丁解下するように印刷して差し上げます。

○平田委員 緒方局長さんの方に何かこれに対して御用意がございませんですか。概略でもよろしくございませう。

○緒方政府委員 ただいま大臣のお話のように、詳細はまとめて差し上げますけれども、概略のことをちよつと御説明申し上げます。

第一にアメリカでございしますが、アメリカでは州と、それから中間的なカウンティと申しますか、中間的な単位と、それから基礎的な単位、この三段階に教育行政機構が分れておるようでありまして、州におきましては州の教

育行政機関は州の教育委員会または州の教育長でございます。州の教育委員会の委員は、州知事が任命する場合が多いのであります。州の教育長は、公選によつて選ばれる場合が多い、こういう状況でございます。しかし教州にはまだ教育委員会を設置してないところもあるようでございます。それから次の中間的な単位、いわゆる郡でございますが、州によつては中間的な単位を設けないで、州の機関が直接基礎になつております学区を監督しておるところもございまして、それから一番基礎になつております学区におきましては、教育委員会が設置されておるに等しい、学区内の学校の設置、維持、管理等に當つておるのが現況でございます。大半が公選制度であります。

それから次にイギリスでございますけれども、イギリスの地方の機構は県と特別市に分れておるにしまして、県はさらに市町村に分割されますが、教育行政権を持つておりますのは、県と特別市のみでございます。県または特別市には議決執行機関として参事会というものがございます。教育行政をこの参事会が一般教育行政の一部として行なつております。ただし参事会には分科専門委員会、教育委員会が設置されておるにしまして、教育委員の全部または一部がこの委員に任命されておる、こういう状況でございます。

それから次にフランスでございますが、これは教育行政を二つに分けてやつております。教育内容あるいは教育人事の面と、それから施設、設備面、この二つの行政に大きく分れておりまして、前者、つまり教育内容、教育人事の面につきましては文部省とその出

先機關の手によつて行われておりますし、施設、設備の面の行政につきましては、地方の一般行政機關のその事務の一部として通常行われておるのが現況でございます。次の教育内容の系統の行政でございます。それは、大学区といふのがございまして、そこに大学区総長があり、それからさらにその下に県に配置されております大学視学がこれを取り扱つておる。それから施設、設備の面につきましては県知事、市町村長、こういう系列であります。

それからあといろいろございましてけれども、詳しくは資料で一つ申し上げたいと思ひます。

○平田委員 それじゃ資料を出していただくことにしまして、この前の二十国会の終りであつたかと思ひますけれども、大学の夜間學部のことについて資料をお願いしたわけだったのでございまして、それが何ですか、その資料がだめだつたというふうな御返事をいただいたのでございまして、それから私はそれはおかしいと思ひまして、あるところで調査してその資料を手に入れることができた。しかもその御返事は、一カ月たつてからなかなか手に入れることが困難だということでございます。私不思議に思つてゐるのでございまして、もう少し御親切に資料をお集め願えないものでしょうか。

○緒方政府委員 なるべくすみやかに提出いたします。

○平田委員 ただいまのその西欧の教育委員会の実情でございましてけれども、文部大臣はそういった外国の事情も参考になさいましたか。

○清瀬國務大臣 今回の案を立てるに當りまして、これらのものはみんなよく読んでみました。それから文部省からこういうことを調べるためにアメリカに行つた者があります。ちよつと間に合うように歸つてくれました。その報告もよく聞きました。

○平田委員 ただいま緒方局長さんのお読みになつたものを拝聴いたしておりますと、大へん公選制が多いようにとつたのでございまして、いかがでございましょうか。

○緒方政府委員 概略を申し上げますと、アメリカでありますけれども、州の教育委員会は任命制の方が多のですが、下部に参りまして、つまり学区の委員会におきましては公選制の方が多、こういう状況でございます。

○平田委員 それでは、私まだ質問が残つておりますけれども、この次に留保いたすことにしまして、私の質問はこれで終ります。

○佐藤委員長 本日はこの程度とし、次回は公報をもつてお知らせいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時五十一分散会

昭和三十一年三月二十四日印刷

昭和三十一年三月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局